

議案第1号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例制定の件

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次の
ように定める。

令和7年2月28日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例

(淡路市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 淡路市職員の給与に関する条例(平成17年淡路市条例第49号)の一部
を次のように改正する。

第30条第3号及び第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第31条第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(淡路市における残土埋立事業の適正化に関する条例の一部改正)

第2条 淡路市における残土埋立事業の適正化に関する条例(平成17年淡路市条
例第133号)の一部を次のように改正する。

第28条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(淡路市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第3条 淡路市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成17年淡
路市条例第218号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(淡路市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第4条 淡路市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(平成17年
淡路市条例第221号)の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(淡路市行政不服審査会条例の一部改正)

第5条 淡路市行政不服審査会条例(平成28年淡路市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第8条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(淡路市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第6条 淡路市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年淡路市条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附則第6項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(淡路市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第7条 淡路市情報公開・個人情報保護審査会条例(令和5年淡路市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処

せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

- 5 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の淡路市職員の給与に関する条例第31条第1項第1号及び第3項第1号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表
 第1条による改正（淡路市職員の給与に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>第30条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第31条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限る、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第30条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第31条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限る、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表
 第1条による改正（淡路市職員の給与に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表
 第2条による改正（淡路市における残土埋立事業の適正化に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(罰則) 第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略) 2 (略)</p>	<p>(罰則) 第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略) 2 (略)</p>

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表
 第3条による改正（淡路市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表
 第4条による改正（淡路市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(退職報償金支給の制限)</p> <p>第8条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支給しない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>(退職報償金支給の制限)</p> <p>第8条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支給しない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)～(5) (略)</p>

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表
第5条による改正（淡路市行政不服審査会条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(罰則) 第8条 第2条第6項(第4条第4項において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則) 第8条 第2条第6項(第4条第4項において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p>

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表
 第6条による改正（淡路市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>附 則 1～4 （略） 5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>（1） この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者</p> <p>（2） 附則第3項第2号に掲げる者</p> <p>6 前項各号に掲げる者が、その職務又は事務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>7～9 （略）</p>	<p>附 則 1～4 （略） 5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>（1） この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者</p> <p>（2） 附則第3項第2号に掲げる者</p> <p>6 前項各号に掲げる者が、その職務又は事務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>7～9 （略）</p>

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表
 第7条による改正（淡路市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(罰則)</p> <p>第18条 第6条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(罰則)</p> <p>第18条 第6条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p>

議案第2号

淡路市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例制定の件

淡路市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例を次のように定める。

令和7年2月28日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第20条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第24条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第3章 雑則（第27条・28条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第34条の16第1項の規定に基づき、市長の監督に属する乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営の基準を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、市長の監督に属する乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第3条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者(以下「乳児等通園支援事業者」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、淡路市暴力団排除条例(平成25年淡路市条例第9号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(次項において「暴力団員等」という。)であってはならない。

4 乳児等通園支援事業者は、その運営について、淡路市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び暴力団員等の支配を受けてはならない。

5 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

6 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

7 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

8 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練(次項の訓練を除く。)をするよう努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽^{きんかん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) 前各号に掲げるもののほか、乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援

事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号

		又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。)を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する

内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。)の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(保育所に係るものに限る。)
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年淡路市条例第17号)(居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第3号

淡路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

淡路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月28日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

淡路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年淡路市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」の右に「並びに」を加え、「中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を削る。

第17条第1項中「配偶者の父母その他規則で定める者」の右に「（第19条の2第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第19条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第19条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第19条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) 前2号に掲げるもののほか、介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の淡路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第10条第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

(淡路市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 3 淡路市職員の育児休業等に関する条例（平成17年淡路市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第21条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29号」を「第61条の2第20項」に改める。

淡路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 任命権者は、<u>3歳に満たない子のある職員</u>が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下同じ。)をさせてはならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前3項の規定は、第17条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び</u>前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第17条第1項に規定する要介護者のある職員が規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものと</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員</u>が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下同じ。)をさせてはならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前3項の規定は、第17条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>並びに</u>第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第17条第1項に規定する要介護者のある職員が規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</p>

淡路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>する。</p> <p>5 (略)</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第17条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇の承認)</p> <p>第19条 (略)</p>	<p>5 (略)</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第17条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第19条の2第1項において「配偶者等」という。</u>）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇の承認)</p> <p>第19条 (略)</p> <p><u>（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）</u></p> <p><u>第19条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p>

淡路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u></p> <p><u>（勤務環境の整備に関する措置）</u></p> <p><u>第19条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>（1）職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u></p> <p><u>（2）介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u></p> <p><u>（3）前2号に掲げるもののほか、介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p>

淡路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
 附則第3項による改正（淡路市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(部分休業の承認)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条第32項</u>において読み替えて準用する同条第<u>29号</u>の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内をいう。）で行うものとする。</p>	<p>(部分休業の承認)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条の2第20項</u>の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内をいう。）で行うものとする。</p>

議案第4号

淡路市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件

淡路市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月28日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(淡路市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 淡路市職員の給与に関する条例(平成17年淡路市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第5条中「扶養手当」の右に「、地域手当」を加える。

第16条の前の見出しを「(扶養手当)」に改め、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる」を「前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する」に改め、「、同項第2号に掲げる扶養親族(以下「扶養親族である子」という。)については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間にある」を「当該期間にある」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第17条を次のように改める。

(地域手当)

第17条 地域手当は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。

- (1) 市内で勤務する職員 100分の4
- (2) 他の地方公共団体との人事交流、他の地方公共団体又は広域行政業務への派遣により、淡路市以外の地域で勤務する職員 当該職員の勤務地が所在する市町村が定める割合

第18条第1項第2号中「第19条の2条第1項」を「第19条の2第1項」に改め、「配偶者」の右に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)」を加える。

第19条第1項中「対して」を削り、同項第1号中「有料の道路(以下この項及び次項)」を「有料の道路(以下この条)」に、「この項及び次項において「運賃等」」を「第3号及び次項において「運賃等」」に改め、同条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下第4項において「運賃等相当額」という。)

第19条第2項第3号中「(1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条中第6項を第8項とし、第3項から第5項までを2項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の2項を加える。

- 3 新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号及び次項において「新幹線鉄道等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)その他通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(次項において「特別料金等相当額」という。)

- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

- 4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第24条中「月額」の右に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第25条第1項中「8,000円」を「12,000円」に改める。

第27条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に、「その職員に対して」を「当該職員に」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「5時までの間」の右に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「第1項又は前項」を「前2項」に改め、「定める額」の右に「(前2項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあってはその額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項ただし書を削る。

第29条第4項中「月額」の右に「並びにこれらに対する地域手当の月額」を加え、同条第5項中「月額」の右に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第32条第2項第1号中「に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額」を削り、同条第3項中「現在」の右に「(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)」を、「月額」の右に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第34条中「第18条」を「第19条の2」に改める。

第36条第2項から第4項までの規定中「扶養手当」の右に「、地域手当」を加える。

附則第11項の前の見出し及び同項から第14項までを次のように改める。

11から14まで 削除

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第7条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
定年前再任	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
用短時間勤	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
務職員以外	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
の職員	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700

6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600

42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300	
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500	
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700	
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500		
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800		
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000		
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200		

78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200
86	256,000	297,100	346,000		
87	256,300	297,400	346,400		
88	256,600	297,700	346,800		
89	256,900	298,000	347,000		
90	257,200	298,300	347,400		
91	257,500	298,600	347,800		
92	257,800	299,000	348,200		
93	258,100	299,200	348,400		
94		299,400	348,800		
95		299,700	349,200		
96		300,100	349,500		
97		300,300	349,800		
98		300,600	350,200		
99		301,000	350,600		
100		301,400	351,000		
101		301,600	351,500		
102		301,900	351,900		
103		302,200	352,300		
104		302,500	352,700		
105		302,700	353,200		
106		303,000	353,600		
107		303,300	353,900		
108		303,600	354,200		
109		303,800	354,700		
110		304,200			
111		304,600			
112		304,900			
113		305,100			

	114		305,300					
	115		305,600					
	116		306,000					
	117		306,200					
	118		306,400					
	119		306,700					
	120		307,000					
	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600	円 362,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第7条関係）

医師職給料表

職員の区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100
	2	293,700	403,000	457,100
	3	296,000	405,600	459,000
	4	298,200	408,100	460,900
	5	300,300	410,500	462,300
	6	303,800	412,700	464,100
	7	307,300	414,800	465,900
	8	310,700	416,900	467,700
	9	314,100	419,000	469,500
	10	317,600	420,500	471,300
	11	321,000	422,000	473,100
12	324,400	423,500	474,900	

13	327,800	424,900	476,700
14	331,300	426,400	478,500
15	334,700	427,900	480,300
16	338,100	429,300	482,100
17	341,500	430,700	483,900
18	344,600	432,200	485,800
19	347,700	433,700	487,700
20	350,800	435,100	489,600
21	354,000	436,500	491,500
22	357,100	438,000	493,200
23	360,200	439,500	495,000
24	363,200	440,900	496,800
25	366,200	442,300	498,400
26	368,500	443,700	500,200
27	370,800	445,100	502,000
28	373,000	446,500	503,600
29	374,900	447,900	505,000
30	376,600	449,300	506,700
31	378,300	450,700	508,500
32	380,100	452,100	510,200
33	381,900	453,500	511,700
34	383,700	454,900	513,000
35	385,300	456,300	514,300
36	386,700	457,700	515,600
37	388,100	459,100	516,600
38	389,600	460,800	517,900
39	391,100	462,400	519,200
40	392,600	464,000	520,500
41	394,100	465,600	521,500
42	394,800	466,800	522,300
43	395,400	468,000	523,100
44	396,100	469,100	523,900
45	397,000	470,100	524,800
46	397,600	471,100	525,600
47	398,200	472,000	526,400
48	398,800	472,800	527,100

49	399,400	473,500	527,900
50	399,900	474,200	528,700
51	400,400	474,900	529,400
52	400,900	475,500	530,300
53	401,400	476,200	531,200
54	401,800	476,900	532,000
55	402,200	477,500	532,900
56	402,600	478,100	533,800
57	403,000	478,400	534,600
58	403,400	479,000	535,500
59	403,800	479,700	536,400
60	404,200	480,400	537,100
61	404,600	480,800	537,900
62	405,000	481,400	538,800
63	405,400	482,100	539,700
64	405,800	482,800	540,600
65	406,100	483,200	541,400
66		483,800	542,300
67		484,400	543,200
68		484,900	544,100
69		485,400	544,900
70		485,900	545,800
71		486,400	546,700
72		486,900	547,600
73		487,300	548,400
74		487,800	
75		488,200	
76		488,700	
77		489,200	
78		489,800	
79		490,400	
80		490,800	
81		491,300	
82		491,900	
83		492,500	
84		493,000	

	85		493,500	
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 301,700	円 344,400	円 399,500

備考 この表は、診療所等に勤務する医師に適用する。

(淡路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 淡路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年淡路市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「給料」の右に「、地域手当」を加える。

第6条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の地域手当）

第6条の2 給与条例第17条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

第14条中「月額」の右に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第16条第4項中「第3項」を「前項」に改め、「得た額」の右に「に、給与条例第17条に規定する地域手当に相当する額を加算した額」を加える。

第21条第1項中「月額」の右に「並びにこれらに対する地域手当の月額」を加え、「報酬」を「報酬額」に改める。

第21条の2第1項中「第32条第2項第1号中「勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と、同条第3項を「第32条第3項」に、「基準日現在に」を「基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）に」に改め、「給料の月額」の右に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加え、「報酬」を「報酬額」に改める。

第27条第2項中「第19条第2項から第6項まで」を「第19条第2項から第8項まで」に改める。

(淡路市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 淡路市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年淡路市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第1項及び第6項中「附則第9条第2項」を「附則第9条第6項」

に改め、同条第7項中「第18条」を「第19条の2」に改める。

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第4条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年淡路市条例第25号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において第1条の規定による改正前の淡路市職員の給与に関する条例別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

4 切替日から令和8年3月31日までの間は、次の表の左欄に掲げる第1条の規定による改正後の淡路市職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、これらの規定を適用する。

第16条第2項	(5) 重度心身障害者	(5) 重度心身障害者 (6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
第16条第3項	13,000円	11,500円

	とする	とし、同項第6号に該当する扶養親族については、3,000円とする
--	-----	----------------------------------

(通勤手当に関する経過措置)

- 5 改正後の給与条例第19条第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(規則への委任)

- 6 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(淡路市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 7 淡路市職員の育児休業等に関する条例（平成17年淡路市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第19条の表第34条の項を次のように改める。

第34条	定年前再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員
------	---------------	-------------------

附則別表（附則第2項関係）

号給の切替表

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1

1 5	1 1	7	7	3	1
1 6	1 2	8	8	4	1
1 7	1 3	9	9	5	1
1 8	1 4	1 0	1 0	6	2
1 9	1 5	1 1	1 1	7	3
2 0	1 6	1 2	1 2	8	4
2 1	1 7	1 3	1 3	9	5
2 2	1 8	1 4	1 4	1 0	6
2 3	1 9	1 5	1 5	1 1	7
2 4	2 0	1 6	1 6	1 2	8
2 5	2 1	1 7	1 7	1 3	9
2 6	2 2	1 8	1 8	1 4	1 0
2 7	2 3	1 9	1 9	1 5	1 1
2 8	2 4	2 0	2 0	1 6	1 2
2 9	2 5	2 1	2 1	1 7	1 3
3 0	2 6	2 2	2 2	1 8	1 4
3 1	2 7	2 3	2 3	1 9	1 5
3 2	2 8	2 4	2 4	2 0	1 6
3 3	2 9	2 5	2 5	2 1	1 7
3 4	3 0	2 6	2 6	2 2	1 8
3 5	3 1	2 7	2 7	2 3	1 9
3 6	3 2	2 8	2 8	2 4	2 0
3 7	3 3	2 9	2 9	2 5	2 1
3 8	3 4	3 0	3 0	2 6	2 2
3 9	3 5	3 1	3 1	2 7	2 3
4 0	3 6	3 2	3 2	2 8	2 4
4 1	3 7	3 3	3 3	2 9	2 5
4 2	3 8	3 4	3 4	3 0	2 6
4 3	3 9	3 5	3 5	3 1	2 7
4 4	4 0	3 6	3 6	3 2	2 8
4 5	4 1	3 7	3 7	3 3	2 9
4 6	4 2	3 8	3 8	3 4	3 0
4 7	4 3	3 9	3 9	3 5	3 1
4 8	4 4	4 0	4 0	3 6	3 2
4 9	4 5	4 1	4 1	3 7	3 3

5 0	4 6	4 2	4 2	3 8	3 4
5 1	4 7	4 3	4 3	3 9	3 5
5 2	4 8	4 4	4 4	4 0	3 6
5 3	4 9	4 5	4 5	4 1	3 7
5 4	5 0	4 6	4 6	4 2	3 8
5 5	5 1	4 7	4 7	4 3	3 9
5 6	5 2	4 8	4 8	4 4	4 0
5 7	5 3	4 9	4 9	4 5	4 1
5 8	5 4	5 0	5 0	4 6	4 2
5 9	5 5	5 1	5 1	4 7	4 3
6 0	5 6	5 2	5 2	4 8	4 4
6 1	5 7	5 3	5 3	4 9	4 5
6 2	5 8	5 4	5 4	5 0	
6 3	5 9	5 5	5 5	5 1	
6 4	6 0	5 6	5 6	5 2	
6 5	6 1	5 7	5 7	5 3	
6 6	6 2	5 8	5 8	5 4	
6 7	6 3	5 9	5 9	5 5	
6 8	6 4	6 0	6 0	5 6	
6 9	6 5	6 1	6 1	5 7	
7 0	6 6	6 2	6 2	5 8	
7 1	6 7	6 3	6 3	5 9	
7 2	6 8	6 4	6 4	6 0	
7 3	6 9	6 5	6 5	6 1	
7 4	7 0	6 6	6 6	6 2	
7 5	7 1	6 7	6 7	6 3	
7 6	7 2	6 8	6 8	6 4	
7 7	7 3	6 9	6 9	6 5	
7 8	7 4	7 0	7 0	6 6	
7 9	7 5	7 1	7 1	6 7	
8 0	7 6	7 2	7 2	6 8	
8 1	7 7	7 3	7 3	6 9	
8 2	7 8	7 4	7 4	7 0	
8 3	7 9	7 5	7 5	7 1	
8 4	8 0	7 6	7 6	7 2	

85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

イ 医師職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給	
	2級	3級
1	1	1
2	1	1

3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	2	1
15	3	1
16	4	1
17	5	1
18	6	2
19	7	3
20	8	4
21	9	5
22	10	6
23	11	7
24	12	8
25	13	9
26	14	10
27	15	11
28	16	12
29	17	13
30	18	14
31	19	15
32	20	16
33	21	17
34	22	18
35	23	19
36	24	20
37	25	21

3 8	2 6	2 2
3 9	2 7	2 3
4 0	2 8	2 4
4 1	2 9	2 5
4 2	3 0	2 6
4 3	3 1	2 7
4 4	3 2	2 8
4 5	3 3	2 9
4 6	3 4	3 0
4 7	3 5	3 1
4 8	3 6	3 2
4 9	3 7	3 3
5 0	3 8	3 4
5 1	3 9	3 5
5 2	4 0	3 6
5 3	4 1	3 7
5 4	4 2	3 8
5 5	4 3	3 9
5 6	4 4	4 0
5 7	4 5	4 1
5 8	4 6	4 2
5 9	4 7	4 3
6 0	4 8	4 4
6 1	4 9	4 5
6 2	5 0	4 6
6 3	5 1	4 7
6 4	5 2	4 8
6 5	5 3	4 9
6 6	5 4	5 0
6 7	5 5	5 1
6 8	5 6	5 2
6 9	5 7	5 3
7 0	5 8	5 4
7 1	5 9	5 5
7 2	6 0	5 6

7 3	6 1	5 7
7 4	6 2	5 8
7 5	6 3	5 9
7 6	6 4	6 0
7 7	6 5	6 1
7 8	6 6	6 2
7 9	6 7	6 3
8 0	6 8	6 4
8 1	6 9	6 5
8 2	7 0	6 6
8 3	7 1	6 7
8 4	7 2	6 8
8 5	7 3	6 9
8 6	7 4	7 0
8 7	7 5	7 1
8 8	7 6	7 2
8 9	7 7	7 3
9 0	7 8	
9 1	7 9	
9 2	8 0	
9 3	8 1	
9 4	8 2	
9 5	8 3	
9 6	8 4	
9 7	8 5	

淡路市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表
第1条による改正（淡路市職員の給与に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(給与の種類)</p> <p>第5条 職員の給与は、給料並びに扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p><u>(扶養手当)</u></p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p><u>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u></p> <p><u>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u></p> <p><u>(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p> <p><u>(4) 満60歳以上の父母及び祖父母</u></p> <p><u>(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</u></p> <p><u>(6) 重度心身障害者</u></p> <p>3 扶養手当の月額は、<u>前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については1人につき10,000円とする。</u></p> <p>4 扶養親族である子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「<u>特定期間</u>」という。）にある子がいる場合</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第5条 職員の給与は、給料並びに扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p><u>(扶養手当)</u></p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p><u>(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u></p> <p><u>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p> <p><u>(3) 満60歳以上の父母及び祖父母</u></p> <p><u>(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</u></p> <p><u>(5) 重度心身障害者</u></p> <p>3 扶養手当の月額は、<u>前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。</u></p> <p>4 扶養親族である子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、</p>

淡路市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表
第1条による改正（淡路市職員の給与に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>特定期間にある</u>当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p><u>第17条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</u></p> <p><u>(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合</u></p> <p><u>(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族である子又は前条第2項第3号若しくは第5号に掲げる扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）</u></p> <p><u>2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合にはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族である要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これ</u></p>	<p>前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>当該期間にある</u>当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p><u>5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p><u>（地域手当）</u></p> <p><u>第17条 地域手当は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。</u></p> <p><u>(1) 市内で勤務する職員 100分の4</u></p> <p><u>(2) 他の地方公共団体との人事交流、他の地方公共団体又は広域行政業務への派遣により、淡路市以外の地域で勤務する職員 当該職員の勤務地が所在する市町村が定める割合</u></p>

淡路市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表
第1条による改正（淡路市職員の給与に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p><u>らの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</u></p> <p><u>3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</u></p> <p><u>(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合</u></p> <p><u>(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合</u></p> <p><u>(3) 職員の扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</u></p> <p>(住居手当)</p> <p>第18条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第19条の2条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（市が設置する公舎その他規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらの</u></p>	<p>(住居手当)</p> <p>第18条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第19条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅（市が設置する公舎その他規則で定める住宅を除く。）を</u></p>

淡路市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表
第1条による改正（淡路市職員の給与に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>ものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの</p> <p>2・3（略） （通勤手当）</p> <p>第19条 通勤手当は、次に掲げる職員に<u>対して支給する。</u></p> <p>（1） 通勤のため交通機関又は<u>有料の道路</u>（以下この項及び次項において「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下この項及び次項において「<u>運賃等</u>」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>（2）・（3）（略）</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。</p> <p>（1） <u>前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号において「<u>運賃等相当額</u>」という。）。</u>ただし、<u>運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「<u>1か月当たりの運賃等相当額</u>」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1</u></p>	<p>借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの</p> <p>2・3（略） （通勤手当）</p> <p>第19条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>（1） 通勤のため交通機関又は<u>有料の道路</u>（以下この条において「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下第3号及び次項において「<u>運賃等</u>」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>（2）・（3）（略）</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。</p> <p>（1） <u>前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下第4項において「<u>運賃等相当額</u>」という。）。</u></p>

淡路市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表
 第1条による改正（淡路市職員の給与に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p><u>か月当たりの運賃等相当額の合計が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じて、前2号に定める額 <u>(1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)</u>、第1号に定める額又は前号に定める額</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じて、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p><u>3 新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号及び次項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等</u></p>

淡路市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表
 第1条による改正（淡路市職員の給与に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p><u>3</u> 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。</p> <p><u>4</u> 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める理由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの理由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。</p> <p><u>5</u> この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1か月）をいう。</p> <p><u>6</u> 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納について必要な事項は、規則で定める。</p>	<p><u>に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（次項において「特別料金等相当額」という。）</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額</u></p> <p><u>4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>5 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。</u></p> <p><u>6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める理由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの理由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。</u></p> <p><u>7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1か月）をいう。</u></p> <p><u>8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納について必要な事項は、規則で定める。</u></p>

淡路市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表
第1条による改正（淡路市職員の給与に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第24条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。</p> <p>(宿日直手当)</p> <p>第25条 宿日直手当は、宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して、その勤務1回につき<u>8,000円</u>を超えない範囲内において規則で定める額を支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第27条 管理職員特別勤務手当は、管理職手当を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等(次項において「週休日等」という。)に<u>勤務した場合は、その職員に対して支給する。</u></p> <p>2 前項に規定する場合のほか、管理職手当を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間</u>であって正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</u></p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、<u>第1項又は前項の規定による勤務1回につき6,000円を超えない範囲内において規則で定める額とする。ただし、第1項の規定する場合であって、当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。</u></p> <p>4 (略)</p>	<p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第24条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する<u>地域手当の月額の合計額</u>に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。</p> <p>(宿日直手当)</p> <p>第25条 宿日直手当は、宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して、その勤務1回につき<u>12,000円</u>を超えない範囲内において規則で定める額を支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第27条 管理職員特別勤務手当は、管理職手当を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等(次項において「週休日等」という。)に<u>勤務をした場合は、当該職員に支給する。</u></p> <p>2 前項に規定する場合のほか、管理職手当を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)</u>であって正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</u></p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、<u>前2項の規定による勤務1回につき6,000円を超えない範囲内において規則で定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつてはその額に100分の150を乗じて得た額)</u>とする。</p> <p>4 (略)</p>

淡路市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表
第1条による改正（淡路市職員の給与に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(期末手当)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。</p> <p>5 第7条第1項に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上で規則で定めるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度合等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p> <p>6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額合計額とする。</p> <p>5 第7条第1項に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上で規則で定めるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度合等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p> <p>6 (略)</p>
<p>(勤勉手当)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間</p>

淡路市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表
第1条による改正（淡路市職員の給与に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）</u>において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第34条 第10条、第11条、第16条及び<u>第18条</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>(休職者の給与)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2 職員が結核性疾患又は精神障害にかかり法第28条第2項第1号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。</p> <p>3 職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、</p>	<p>勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在<u>（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）</u>において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する<u>地域手当の月額</u>の合計額とする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第34条 第10条、第11条、第16条及び<u>第19条の2</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>(休職者の給与)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2 職員が結核性疾患又は精神障害にかかり法第28条第2項第1号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。</p> <p>3 職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、</p>

淡路市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表
第1条による改正（淡路市職員の給与に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案									
<p>住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。</p> <p>4 職員が法第28条第2項第2号又は分限等条例第2条（第1項に該当する理由を除く。）に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。</p> <p>5～7 （略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～10 （略） <u>（地域手当）</u></p> <p>1 1 <u>地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）第11条の3第1項に規定する地域手当の支給地域に在勤する職員に支給する。</u></p> <p>1 2 <u>地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、給与法第11条の3第2項各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて同項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>1 3 <u>前2項の規定の適用について次の表の左欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">規定</th> <th style="text-align: center;">読み替えられる字句</th> <th style="text-align: center;">読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第24条</td> <td style="text-align: center;">給料の月額</td> <td style="text-align: center;">給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第29条</td> <td style="text-align: center;">給料及び扶養</td> <td style="text-align: center;">給料及び扶養手当</td> </tr> </tbody> </table>	規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第24条	給料の月額	給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額	第29条	給料及び扶養	給料及び扶養手当	<p><u>地域手当</u>、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。</p> <p>4 職員が法第28条第2項第2号又は分限等条例第2条（第1項に該当する理由を除く。）に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、<u>地域手当</u>及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。</p> <p>5～7 （略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～10 （略）</p> <p><u>1 1から1 4まで 削除</u></p>
規定	読み替えられる字句	読み替える字句								
第24条	給料の月額	給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額								
第29条	給料及び扶養	給料及び扶養手当								

淡路市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表
 第1条による改正（淡路市職員の給与に関する条例の一部改正）

現 行			改 正 案
第4項	手当の月額	の月額並びにこれらに対する地域手当の月額	
第29条 第5項	給料の月額	給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額	
第32条 第2項	扶養手当の月額	扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額	
第32条 第3項	給料の月額	給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額	
第36条 第2項から第4項まで	給料、扶養手当、住居手当	給料、扶養手当、地域手当、住居手当	
14 第38条第1項中「第5条に定める給料及び手当」とあるのは「第5条に定める給料並びに手当及び地域手当」とするものとする。			
15～24 (略)			15～24 (略)

淡路市職員の給与に関する条例及び淡路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
 第1条による改正（淡路市職員の給与に関する条例の一部改正）

現 行									改 正 案								
別表第1（第7条関係） 行政職給料表									別表第1（第7条関係） 行政職給料表								
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000		2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300		3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500		4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400		5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700		6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800		7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800		8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800		9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100		10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300		11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500		12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700		13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000		14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200		15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500		16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300		17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200		18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100		19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900		20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700		21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500		22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300		23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100		24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700		25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200		26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700		27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900

淡路市職員の給与に関する条例及び淡路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
 第1条による改正（淡路市職員の給与に関する条例の一部改正）

現 行										改 正 案							
28	224,300	263,100	<u>291,100</u>	<u>326,600</u>	<u>352,500</u>	<u>380,200</u>	<u>427,200</u>			28	224,300	263,100	<u>295,500</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	<u>397,500</u>	<u>443,500</u>
29	225,600	263,900	<u>292,400</u>	<u>328,000</u>	<u>353,700</u>	<u>381,700</u>	<u>428,700</u>			29	225,600	263,900	<u>296,600</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	<u>398,600</u>	<u>444,200</u>
30	226,700	264,700	<u>293,400</u>	<u>329,700</u>	<u>355,200</u>	<u>383,500</u>	<u>430,000</u>			30	226,700	264,700	<u>297,800</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	<u>399,800</u>	<u>445,000</u>
31	227,800	265,500	<u>294,400</u>	<u>331,400</u>	<u>356,700</u>	<u>385,200</u>	<u>431,300</u>			31	227,800	265,500	<u>298,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	<u>400,900</u>	<u>445,400</u>
32	228,900	266,300	<u>295,500</u>	<u>333,000</u>	<u>358,200</u>	<u>386,800</u>	<u>432,500</u>			32	228,900	266,300	<u>300,100</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>402,000</u>	<u>446,100</u>
33	230,000	267,000	<u>296,600</u>	<u>334,200</u>	<u>359,900</u>	<u>388,500</u>	<u>433,700</u>			33	230,000	267,000	<u>301,300</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>402,700</u>	<u>446,600</u>
34	231,100	267,800	<u>297,800</u>	<u>336,100</u>	<u>361,700</u>	<u>389,900</u>	<u>435,000</u>			34	231,100	267,800	<u>302,600</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	<u>403,400</u>	<u>447,000</u>
35	232,200	268,600	<u>298,900</u>	<u>337,800</u>	<u>363,400</u>	<u>391,300</u>	<u>436,300</u>			35	232,200	268,600	<u>303,900</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>404,100</u>	<u>447,400</u>
36	233,300	269,300	<u>300,100</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	<u>392,700</u>	<u>437,500</u>			36	233,300	269,300	<u>305,200</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>404,800</u>	<u>447,800</u>
37	234,400	270,000	<u>301,300</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	<u>394,100</u>	<u>438,700</u>			37	234,400	270,000	<u>306,500</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>405,400</u>	<u>448,200</u>
38	235,400	270,800	<u>302,600</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	<u>395,300</u>	<u>439,500</u>			38	235,400	270,800	<u>307,800</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>406,000</u>	<u>448,600</u>
39	236,400	271,600	<u>303,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	<u>396,500</u>	<u>440,300</u>			39	236,400	271,600	<u>309,100</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>406,500</u>	<u>449,000</u>
40	237,300	272,300	<u>305,200</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>397,500</u>	<u>441,100</u>			40	237,300	272,300	<u>310,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>406,900</u>	<u>449,300</u>
41	238,200	273,000	<u>306,500</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>398,600</u>	<u>441,700</u>			41	238,200	273,000	<u>311,700</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>407,300</u>	<u>449,600</u>
42	239,100	273,800	<u>307,800</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	<u>399,800</u>	<u>442,300</u>			42	239,100	273,800	<u>313,000</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>407,500</u>	<u>450,000</u>
43	239,900	274,600	<u>309,100</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>400,900</u>	<u>442,900</u>			43	239,900	274,600	<u>314,300</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>407,800</u>	<u>450,300</u>
44	240,700	275,300	<u>310,400</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>402,000</u>	<u>443,500</u>			44	240,700	275,300	<u>315,400</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>408,100</u>	<u>450,600</u>
45	241,400	276,000	<u>311,700</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>402,700</u>	<u>444,200</u>			45	241,400	276,000	<u>316,300</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>408,400</u>	<u>450,900</u>
46	242,000	276,700	<u>313,000</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>403,400</u>	<u>445,000</u>			46	242,000	276,700	<u>317,600</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>408,700</u>	
47	242,600	277,400	<u>314,300</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>404,100</u>	<u>445,400</u>			47	242,600	277,400	<u>318,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>409,000</u>	
48	243,200	278,100	<u>315,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>404,800</u>	<u>446,100</u>			48	243,200	278,100	<u>320,200</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>409,300</u>	
49	243,800	278,800	<u>316,300</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>405,400</u>	<u>446,600</u>			49	243,800	278,800	<u>321,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>409,500</u>	
50	244,400	279,500	<u>317,600</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>406,000</u>	<u>447,000</u>			50	244,400	279,500	<u>322,700</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>409,800</u>	
51	245,000	280,200	<u>318,900</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>406,500</u>	<u>447,400</u>			51	245,000	280,200	<u>323,900</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>410,100</u>	
52	245,500	280,900	<u>320,200</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>406,900</u>	<u>447,800</u>			52	245,500	280,900	<u>325,100</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>410,400</u>	
53	246,000	281,500	<u>321,400</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>407,300</u>	<u>448,200</u>			53	246,000	281,500	<u>326,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>410,600</u>	
54	246,400	282,200	<u>322,700</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>407,500</u>	<u>448,600</u>			54	246,400	282,200	<u>327,500</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>410,900</u>	
55	246,700	282,800	<u>323,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>407,800</u>	<u>449,000</u>			55	246,700	282,800	<u>328,600</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>411,200</u>	
56	247,000	283,500	<u>325,100</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>408,100</u>	<u>449,300</u>			56	247,000	283,500	<u>329,700</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>411,500</u>	
57	247,300	284,100	<u>326,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>408,400</u>	<u>449,600</u>			57	247,300	284,100	<u>330,400</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>411,700</u>	
58	247,600	284,800	<u>327,500</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>408,700</u>	<u>450,000</u>			58	247,600	284,800	<u>331,300</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>412,000</u>	
59	247,900	285,400	<u>328,600</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>409,000</u>	<u>450,300</u>			59	247,900	285,400	<u>332,000</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>412,300</u>	
60	248,200	286,100	<u>329,700</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>409,300</u>	<u>450,600</u>			60	248,200	286,100	<u>332,800</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>412,500</u>	

淡路市職員の給与に関する条例及び淡路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
 第1条による改正（淡路市職員の給与に関する条例の一部改正）

現 行										改 正 案							
61	248,500	286,700	<u>330,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>409,500</u>	<u>450,900</u>			61	248,500	286,700	<u>333,600</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>412,700</u>	
62	248,800	287,400	<u>331,300</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>409,800</u>				62	248,800	287,400	<u>334,000</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>413,000</u>	
63	249,100	288,000	<u>332,000</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>410,100</u>				63	249,100	288,000	<u>334,600</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>413,300</u>	
64	249,400	288,500	<u>332,800</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>410,400</u>				64	249,400	288,500	<u>335,300</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>413,500</u>	
65	249,700	289,000	<u>333,600</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>410,600</u>				65	249,700	289,000	<u>336,100</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>413,700</u>	
66	250,000	289,600	<u>334,000</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>410,900</u>				66	250,000	289,600	<u>336,800</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	<u>414,000</u>	
67	250,300	290,100	<u>334,600</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>411,200</u>				67	250,300	290,100	<u>337,500</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>414,300</u>	
68	250,600	290,700	<u>335,300</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>411,500</u>				68	250,600	290,700	<u>338,100</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>414,500</u>	
69	250,900	291,200	<u>336,100</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>411,700</u>				69	250,900	291,200	<u>338,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>414,700</u>	
70	251,200	291,700	<u>336,800</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>412,000</u>				70	251,200	291,700	<u>339,200</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>415,000</u>	
71	251,500	292,300	<u>337,500</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>412,300</u>				71	251,500	292,300	<u>339,700</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>415,300</u>	
72	251,800	292,900	<u>338,100</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>412,500</u>				72	251,800	292,900	<u>340,300</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>415,500</u>	
73	252,100	293,400	<u>338,600</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>412,700</u>				73	252,100	293,400	<u>340,600</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>415,700</u>	
74	252,400	293,900	<u>339,200</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	<u>413,000</u>				74	252,400	293,900	<u>341,100</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>		
75	252,700	294,300	<u>339,700</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>413,300</u>				75	252,700	294,300	<u>341,500</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>		
76	253,000	294,600	<u>340,300</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>413,500</u>				76	253,000	294,600	<u>341,900</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>		
77	253,300	294,800	<u>340,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>413,700</u>				77	253,300	294,800	<u>342,300</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>		
78	253,600	295,100	<u>341,100</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>414,000</u>				78	253,600	295,100	<u>342,800</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>		
79	253,900	295,300	<u>341,500</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>414,300</u>				79	253,900	295,300	<u>343,300</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>		
80	254,200	295,600	<u>341,900</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>414,500</u>				80	254,200	295,600	<u>343,800</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>		
81	254,500	295,800	<u>342,300</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>414,700</u>				81	254,500	295,800	<u>344,100</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>		
82	254,800	296,000	<u>342,800</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>	<u>415,000</u>				82	254,800	296,000	<u>344,500</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>		
83	255,100	296,300	<u>343,300</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>	<u>415,300</u>				83	255,100	296,300	<u>344,900</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>		
84	255,400	296,500	<u>343,800</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>	<u>415,500</u>				84	255,400	296,500	<u>345,300</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>		
85	255,700	296,800	<u>344,100</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>	<u>415,700</u>				85	255,700	296,800	<u>345,600</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>		
86	256,000	297,100	<u>344,500</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>					86	256,000	297,100	<u>346,000</u>				
87	256,300	297,400	<u>344,900</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>					87	256,300	297,400	<u>346,400</u>				
88	256,600	297,700	<u>345,300</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>					88	256,600	297,700	<u>346,800</u>				
89	256,900	298,000	<u>345,600</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>					89	256,900	298,000	<u>347,000</u>				
90	257,200	298,300	<u>346,000</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>					90	257,200	298,300	<u>347,400</u>				
91	257,500	298,600	<u>346,400</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>					91	257,500	298,600	<u>347,800</u>				
92	257,800	299,000	<u>346,800</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>					92	257,800	299,000	<u>348,200</u>				
93	258,100	299,200	<u>347,000</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>					93	258,100	299,200	<u>348,400</u>				

淡路市職員の給与に関する条例及び淡路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
 第1条による改正（淡路市職員の給与に関する条例の一部改正）

現 行									改 正 案								
	94		299,400	<u>347,400</u>	<u>386,600</u>					94		299,400	<u>348,800</u>				
	95		299,700	<u>347,800</u>	<u>387,200</u>					95		299,700	<u>349,200</u>				
	96		300,100	<u>348,200</u>	<u>387,700</u>					96		300,100	<u>349,500</u>				
	97		300,300	<u>348,400</u>	<u>388,400</u>					97		300,300	<u>349,800</u>				
	98		300,600	<u>348,800</u>	<u>389,000</u>					98		300,600	<u>350,200</u>				
	99		301,000	<u>349,200</u>	<u>389,600</u>					99		301,000	<u>350,600</u>				
	100		301,400	<u>349,500</u>	<u>390,200</u>					100		301,400	<u>351,000</u>				
	101		301,600	<u>349,800</u>	<u>390,900</u>					101		301,600	<u>351,500</u>				
	102		301,900	<u>350,200</u>	<u>391,500</u>					102		301,900	<u>351,900</u>				
	103		302,200	<u>350,600</u>	<u>392,000</u>					103		302,200	<u>352,300</u>				
	104		302,500	<u>351,000</u>	<u>392,600</u>					104		302,500	<u>352,700</u>				
	105		302,700	<u>351,500</u>	<u>393,300</u>					105		302,700	<u>353,200</u>				
	106		303,000	<u>351,900</u>						106		303,000	<u>353,600</u>				
	107		303,300	<u>352,300</u>						107		303,300	<u>353,900</u>				
	108		303,600	<u>352,700</u>						108		303,600	<u>354,200</u>				
	109		303,800	<u>353,200</u>						109		303,800	<u>354,700</u>				
	110		304,200	<u>353,600</u>						110		304,200					
	111		304,600	<u>353,900</u>						111		304,600					
	112		304,900	<u>354,200</u>						112		304,900					
	113		305,100	<u>354,700</u>						113		305,100					
	114		305,300							114		305,300					
	115		305,600							115		305,600					
	116		306,000							116		306,000					
	117		306,200							117		306,200					
	118		306,400							118		306,400					
	119		306,700							119		306,700					
	120		307,000							120		307,000					
	121		307,400							121		307,400					
	122		307,600							122		307,600					
	123		307,900							123		307,900					
	124		308,200							124		308,200					
	125		308,500							125		308,500					
定年前再任用短		基準給料月	基準給料月	基準給料月	基準給料月	基準給料月	基準給料月	基準給料月	定年前再任用短		基準給料月	基準給料月	基準給料月	基準給料月	基準給料月	基準給料月	基準給料月

淡路市職員の給与に関する条例及び淡路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
第1条による改正（淡路市職員の給与に関する条例の一部改正）

現 行								改 正 案								
時間勤務職員		額	額	額	額	額	額	時間勤務職員		額	額	額	額	額	額	額
		円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600			192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700
備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。								備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。								
別表第2（第7条関係）								別表第2（第7条関係）								
医師職給料表								医師職給料表								
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級				職員の区分	職務の級	1級	2級	3級				
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	円	円	円		号給	給料月額	給料月額	給料月額	円	円	円	
定年前再任用短 時間勤務職員以 外の職員	1	291,400	<u>370,000</u>	<u>426,700</u>	円	円	円	1	291,400	<u>400,300</u>	<u>455,100</u>	円	円	円		
	2	293,700	<u>372,600</u>	<u>428,700</u>				2	293,700	<u>403,000</u>	<u>457,100</u>					
	3	296,000	<u>375,100</u>	<u>430,700</u>				3	296,000	<u>405,600</u>	<u>459,000</u>					
	4	298,200	<u>377,600</u>	<u>432,600</u>				4	298,200	<u>408,100</u>	<u>460,900</u>					
	5	300,300	<u>380,100</u>	<u>434,500</u>				5	300,300	<u>410,500</u>	<u>462,300</u>					
	6	303,800	<u>382,800</u>	<u>436,100</u>				6	303,800	<u>412,700</u>	<u>464,100</u>					
	7	307,300	<u>385,500</u>	<u>437,700</u>				7	307,300	<u>414,800</u>	<u>465,900</u>					
	8	310,700	<u>388,100</u>	<u>439,300</u>				8	310,700	<u>416,900</u>	<u>467,700</u>					
	9	314,100	<u>390,200</u>	<u>440,900</u>				9	314,100	<u>419,000</u>	<u>469,500</u>					
	10	317,600	<u>392,700</u>	<u>442,700</u>				10	317,600	<u>420,500</u>	<u>471,300</u>					
	11	321,000	<u>395,200</u>	<u>444,500</u>				11	321,000	<u>422,000</u>	<u>473,100</u>					
	12	324,400	<u>397,700</u>	<u>446,300</u>				12	324,400	<u>423,500</u>	<u>474,900</u>					
	13	327,800	<u>400,300</u>	<u>448,100</u>				13	327,800	<u>424,900</u>	<u>476,700</u>					
	14	331,300	<u>403,000</u>	<u>449,900</u>				14	331,300	<u>426,400</u>	<u>478,500</u>					
	15	334,700	<u>405,600</u>	<u>451,700</u>				15	334,700	<u>427,900</u>	<u>480,300</u>					
	16	338,100	<u>408,100</u>	<u>453,500</u>				16	338,100	<u>429,300</u>	<u>482,100</u>					
	17	341,500	<u>410,500</u>	<u>455,100</u>				17	341,500	<u>430,700</u>	<u>483,900</u>					
	18	344,600	<u>412,700</u>	<u>457,100</u>				18	344,600	<u>432,200</u>	<u>485,800</u>					
	19	347,700	<u>414,800</u>	<u>459,000</u>				19	347,700	<u>433,700</u>	<u>487,700</u>					
	20	350,800	<u>416,900</u>	<u>460,900</u>				20	350,800	<u>435,100</u>	<u>489,600</u>					
	21	354,000	<u>419,000</u>	<u>462,300</u>				21	354,000	<u>436,500</u>	<u>491,500</u>					
	22	357,100	<u>420,500</u>	<u>464,100</u>				22	357,100	<u>438,000</u>	<u>493,200</u>					
	23	360,200	<u>422,000</u>	<u>465,900</u>				23	360,200	<u>439,500</u>	<u>495,000</u>					
	24	363,200	<u>423,500</u>	<u>467,700</u>				24	363,200	<u>440,900</u>	<u>496,800</u>					
	25	366,200	<u>424,900</u>	<u>469,500</u>				25	366,200	<u>442,300</u>	<u>498,400</u>					

淡路市職員の給与に関する条例及び淡路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
 第1条による改正（淡路市職員の給与に関する条例の一部改正）

現 行					改 正 案				
26	368,500	<u>426,400</u>	<u>471,300</u>		26	368,500	<u>443,700</u>	<u>500,200</u>	
27	370,800	<u>427,900</u>	<u>473,100</u>		27	370,800	<u>445,100</u>	<u>502,000</u>	
28	373,000	<u>429,300</u>	<u>474,900</u>		28	373,000	<u>446,500</u>	<u>503,600</u>	
29	374,900	<u>430,700</u>	<u>476,700</u>		29	374,900	<u>447,900</u>	<u>505,000</u>	
30	376,600	<u>432,200</u>	<u>478,500</u>		30	376,600	<u>449,300</u>	<u>506,700</u>	
31	378,300	<u>433,700</u>	<u>480,300</u>		31	378,300	<u>450,700</u>	<u>508,500</u>	
32	380,100	<u>435,100</u>	<u>482,100</u>		32	380,100	<u>452,100</u>	<u>510,200</u>	
33	381,900	<u>436,500</u>	<u>483,900</u>		33	381,900	<u>453,500</u>	<u>511,700</u>	
34	383,700	<u>438,000</u>	<u>485,800</u>		34	383,700	<u>454,900</u>	<u>513,000</u>	
35	385,300	<u>439,500</u>	<u>487,700</u>		35	385,300	<u>456,300</u>	<u>514,300</u>	
36	386,700	<u>440,900</u>	<u>489,600</u>		36	386,700	<u>457,700</u>	<u>515,600</u>	
37	388,100	<u>442,300</u>	<u>491,500</u>		37	388,100	<u>459,100</u>	<u>516,600</u>	
38	389,600	<u>443,700</u>	<u>493,200</u>		38	389,600	<u>460,800</u>	<u>517,900</u>	
39	391,100	<u>445,100</u>	<u>495,000</u>		39	391,100	<u>462,400</u>	<u>519,200</u>	
40	392,600	<u>446,500</u>	<u>496,800</u>		40	392,600	<u>464,000</u>	<u>520,500</u>	
41	394,100	<u>447,900</u>	<u>498,400</u>		41	394,100	<u>465,600</u>	<u>521,500</u>	
42	394,800	<u>449,300</u>	<u>500,200</u>		42	394,800	<u>466,800</u>	<u>522,300</u>	
43	395,400	<u>450,700</u>	<u>502,000</u>		43	395,400	<u>468,000</u>	<u>523,100</u>	
44	396,100	<u>452,100</u>	<u>503,600</u>		44	396,100	<u>469,100</u>	<u>523,900</u>	
45	397,000	<u>453,500</u>	<u>505,000</u>		45	397,000	<u>470,100</u>	<u>524,800</u>	
46	397,600	<u>454,900</u>	<u>506,700</u>		46	397,600	<u>471,100</u>	<u>525,600</u>	
47	398,200	<u>456,300</u>	<u>508,500</u>		47	398,200	<u>472,000</u>	<u>526,400</u>	
48	398,800	<u>457,700</u>	<u>510,200</u>		48	398,800	<u>472,800</u>	<u>527,100</u>	
49	399,400	<u>459,100</u>	<u>511,700</u>		49	399,400	<u>473,500</u>	<u>527,900</u>	
50	399,900	<u>460,800</u>	<u>513,000</u>		50	399,900	<u>474,200</u>	<u>528,700</u>	
51	400,400	<u>462,400</u>	<u>514,300</u>		51	400,400	<u>474,900</u>	<u>529,400</u>	
52	400,900	<u>464,000</u>	<u>515,600</u>		52	400,900	<u>475,500</u>	<u>530,300</u>	
53	401,400	<u>465,600</u>	<u>516,600</u>		53	401,400	<u>476,200</u>	<u>531,200</u>	
54	401,800	<u>466,800</u>	<u>517,900</u>		54	401,800	<u>476,900</u>	<u>532,000</u>	
55	402,200	<u>468,000</u>	<u>519,200</u>		55	402,200	<u>477,500</u>	<u>532,900</u>	
56	402,600	<u>469,100</u>	<u>520,500</u>		56	402,600	<u>478,100</u>	<u>533,800</u>	
57	403,000	<u>470,100</u>	<u>521,500</u>		57	403,000	<u>478,400</u>	<u>534,600</u>	
58	403,400	<u>471,100</u>	<u>522,300</u>		58	403,400	<u>479,000</u>	<u>535,500</u>	
59	403,800	<u>472,000</u>	<u>523,100</u>		59	403,800	<u>479,700</u>	<u>536,400</u>	
60	404,200	<u>472,800</u>	<u>523,900</u>		60	404,200	<u>480,400</u>	<u>537,100</u>	

淡路市職員の給与に関する条例及び淡路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
 第1条による改正（淡路市職員の給与に関する条例の一部改正）

現 行					改 正 案				
	61	404,600	<u>473,500</u>	<u>524,800</u>		61	404,600	<u>480,800</u>	<u>537,900</u>
	62	405,000	<u>474,200</u>	<u>525,600</u>		62	405,000	<u>481,400</u>	<u>538,800</u>
	63	405,400	<u>474,900</u>	<u>526,400</u>		63	405,400	<u>482,100</u>	<u>539,700</u>
	64	405,800	<u>475,500</u>	<u>527,100</u>		64	405,800	<u>482,800</u>	<u>540,600</u>
	65	406,100	<u>476,200</u>	<u>527,900</u>		65	406,100	<u>483,200</u>	<u>541,400</u>
	66		<u>476,900</u>	<u>528,700</u>		66		<u>483,800</u>	<u>542,300</u>
	67		<u>477,500</u>	<u>529,400</u>		67		<u>484,400</u>	<u>543,200</u>
	68		<u>478,100</u>	<u>530,300</u>		68		<u>484,900</u>	<u>544,100</u>
	69		<u>478,400</u>	<u>531,200</u>		69		<u>485,400</u>	<u>544,900</u>
	70		<u>479,000</u>	<u>532,000</u>		70		<u>485,900</u>	<u>545,800</u>
	71		<u>479,700</u>	<u>532,900</u>		71		<u>486,400</u>	<u>546,700</u>
	72		<u>480,400</u>	<u>533,800</u>		72		<u>486,900</u>	<u>547,600</u>
	73		<u>480,800</u>	<u>534,600</u>		73		<u>487,300</u>	<u>548,400</u>
	74		<u>481,400</u>	<u>535,500</u>		74		<u>487,800</u>	
	75		<u>482,100</u>	<u>536,400</u>		75		<u>488,200</u>	
	76		<u>482,800</u>	<u>537,100</u>		76		<u>488,700</u>	
	77		<u>483,200</u>	<u>537,900</u>		77		<u>489,200</u>	
	78		<u>483,800</u>	<u>538,800</u>		78		<u>489,800</u>	
	79		<u>484,400</u>	<u>539,700</u>		79		<u>490,400</u>	
	80		<u>484,900</u>	<u>540,600</u>		80		<u>490,800</u>	
	81		<u>485,400</u>	<u>541,400</u>		81		<u>491,300</u>	
	82		<u>485,900</u>	<u>542,300</u>		82		<u>491,900</u>	
	83		<u>486,400</u>	<u>543,200</u>		83		<u>492,500</u>	
	84		<u>486,900</u>	<u>544,100</u>		84		<u>493,000</u>	
	85		<u>487,300</u>	<u>544,900</u>		85		<u>493,500</u>	
	86		<u>487,800</u>	<u>545,800</u>		定年前再任用短	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	87		<u>488,200</u>	<u>546,700</u>		時間勤務職員	円	円	円
	88		<u>488,700</u>	<u>547,600</u>			301,700	344,400	399,500
	89		<u>489,200</u>	<u>548,400</u>					
	90		<u>489,800</u>						
	91		<u>490,400</u>						
	92		<u>490,800</u>						
	93		<u>491,300</u>						
	94		<u>491,900</u>						
	95		<u>492,500</u>						

備考 この表は、診療所等に勤務する医師に適用する。

淡路市職員の給与に関する条例及び淡路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
 第1条による改正（淡路市職員の給与に関する条例の一部改正）

現 行					改 正 案				
	96		<u>493,000</u>						
	97		<u>493,500</u>						
定年前再任用短 時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額					
		円	円	円					
		301,700	344,400	399,500					
備考 この表は、診療所等に勤務する医師に適用する。									

淡路市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表
 第2条による改正（淡路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>（会計年度任用職員の給与の種類等） 第2条 法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（技能労務職の会計年度任用職員（以下「技能労務職員」という。）を除く。以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給与は、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当をいい、同項第1号により採用された会計年度任用職員（技能労務職員を除く。以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の給与は、報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。</p>	<p>（会計年度任用職員の給与の種類等） 第2条 法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（技能労務職の会計年度任用職員（以下「技能労務職員」という。）を除く。以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給与は、給料、<u>地域手当</u>、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当をいい、同項第1号により採用された会計年度任用職員（技能労務職員を除く。以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の給与は、報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。</p>
<p>2・3 （略）</p>	<p>2・3 （略）</p>
<p>（フルタイム会計年度任用職員の給料の支給） 第6条 （略）</p>	<p>（フルタイム会計年度任用職員の給料の支給） 第6条 （略）</p>
<p>（フルタイム会計年度任用職員の地域手当） <u>第6条の2 給与条例第17条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。</u></p>	<p>（フルタイム会計年度任用職員の地域手当） <u>第6条の2 給与条例第17条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。</u></p>
<p>（フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出） 第14条 第8条の規定により準用する給与条例第21条、第9条の規定により準用する給与条例第22条及び第10条の規定により準用する給与条例第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。</p>	<p>（フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出） 第14条 第8条の規定により準用する給与条例第21条、第9条の規定により準用する給与条例第22条及び第10条の規定により準用する給与条例第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額<u>及びこれに対する地域手当の月額の合計額</u>に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。</p>
<p>（パートタイム会計年度任用職員の報酬） 第16条 （略）</p>	<p>（パートタイム会計年度任用職員の報酬） 第16条 （略）</p>

淡路市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表
 第2条による改正（淡路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の
 一部改正）

現 行	改 正 案
<p>2・3（略）</p> <p>4 第1項及び第3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術、職務経験等に照らして第3条から第5条までの規定を適用して得た額とする。</p> <p>（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第21条 給与条例第29条から第31条までの規定は、任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第29条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1か月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）</p> <p>第21条の2 給与条例第32条の規定は、任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。</p>	<p>2・3（略）</p> <p>4 第1項及び前項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術、職務経験等に照らして第3条から第5条までの規定を適用して得た額<u>に、給与条例第17条に規定する地域手当に相当する額を加算した額</u>とする。</p> <p>（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第21条 給与条例第29条から第31条までの規定は、任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第29条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額<u>並びにこれらに対する地域手当の月額</u>合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬額（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1か月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）</p> <p>第21条の2 給与条例第32条の規定は、任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。</p>

淡路市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表
 第2条による改正（淡路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第32条第2項第1号中「<u>勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額</u>」とあるのは「<u>勤勉手当基礎額</u>」と、同条第3項中「<u>基準日現在において職員が受けるべき給料の月額</u>」とあるのは、「<u>基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1か月当たりの平均額</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 通勤に係る費用弁償の額（その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。）、支給日及び返納については、給与条例第19条第2項から第6項までの規定の例による。</p>	<p>以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第32条第3項中「<u>基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額</u>」とあるのは、「<u>基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬額（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1か月当たりの平均額</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 通勤に係る費用弁償の額（その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。）、支給日及び返納については、給与条例第19条第2項から第8項までの規定の例による。</p>

淡路市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表
 第3条による改正（淡路市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第3条 改正法<u>附則第9条第2項</u>に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）(改正法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項、次項及び第5項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第7条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第9条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 新給与条例第32条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）<u>附則第9条第2項</u>に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。</p> <p>7 新給与条例第10条、第11条、第16条及び<u>第18条</u>の規定は、暫定再任用職員には</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第3条 改正法<u>附則第9条第6項</u>に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）(改正法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項、次項及び第5項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第7条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第9条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 新給与条例第32条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）<u>附則第9条第6項</u>に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。</p> <p>7 新給与条例第10条、第11条、第16条及び<u>第19条の2</u>の規定は、暫定再任用職員</p>

淡路市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表
 第3条による改正（淡路市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>適用しない。 8（略）</p>	<p>には適用しない。 8（略）</p>

淡路市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表
 第4条による改正（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に
 関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 （略） （淡路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下附則第4項において「改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。附則第4項において同じ。）で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の淡路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。</p>	<p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 （略） （淡路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下附則第4項において「改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。附則第4項において同じ。）で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の淡路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。</p>

淡路市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表
 附則第7項による改正（淡路市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

現 行			改 正 案																								
<p>（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与条例の特例）</p> <p>第19条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">第10条及び第11条第2項</td> <td style="width: 33%;">(略)</td> <td style="width: 33%;">(略)</td> </tr> <tr> <td>第19条第2項第2号及び第21条第3項</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第34条</td> <td><u>第16条及び第18条</u></td> <td><u>第16条、第18条及び第19条の2</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>定年前再任用短時間勤務職員</td> <td>育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員</td> </tr> </table>	第10条及び第11条第2項	(略)	(略)	第19条第2項第2号及び第21条第3項	(略)	(略)	第34条	<u>第16条及び第18条</u>	<u>第16条、第18条及び第19条の2</u>		定年前再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員			<p>（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与条例の特例）</p> <p>第19条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">第10条及び第11条第2項</td> <td style="width: 33%;">(略)</td> <td style="width: 33%;">(略)</td> </tr> <tr> <td>第19条第2項第2号及び第21条第3項</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第34条</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>定年前再任用短時間勤務職員</td> <td>育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員</td> </tr> </table>	第10条及び第11条第2項	(略)	(略)	第19条第2項第2号及び第21条第3項	(略)	(略)	第34条				定年前再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員
第10条及び第11条第2項	(略)	(略)																									
第19条第2項第2号及び第21条第3項	(略)	(略)																									
第34条	<u>第16条及び第18条</u>	<u>第16条、第18条及び第19条の2</u>																									
	定年前再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員																									
第10条及び第11条第2項	(略)	(略)																									
第19条第2項第2号及び第21条第3項	(略)	(略)																									
第34条																											
	定年前再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員																									

議案第 5 号

淡路市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定
の件

淡路市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 8 日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

淡路市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 1 7 年淡路市条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

（1 2） 災害応急作業等手当

第 1 3 条の次に次の 1 条を加える。

（災害応急作業等手当）

第 1 3 条の 2 災害応急作業等手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。

- （1） 道路、河川の堤防等（以下「堤防等」という。）のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある堤防等において行う巡回監視又は当該堤防等における重大な災害が発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査
- （2） 異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難者の救助又は通信施設の臨時設置、運用若しくは保守
- （3） 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 2 3 条第 1 項に規定する都道府県災害対策本部又は同法第 2 3 条の 2 第 1 項に規定する市町村災害対策本部が設置された他の地方公共団体に派遣されて行う関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整の作業のうち市長が指定するもの

- (4) 前3号に掲げる作業に相当するものとして市長が指定する作業
- 2 前項の手当の額は、前項に規定する作業に従事した日1日につき1,080円とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の第1項の手当の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 第1項第1号、第2号又は第4号の作業（同項第3号に掲げる作業に相当する作業を除く。）が日没時から日出時までの間において行われた場合 前項に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額
- (2) 第1項第2号又は第4号の作業のうち同項第2号に掲げる作業に相当する作業が著しく危険であると市長が認める場合 前項に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額
- (3) 第1項第1号、第2号又は第4号の作業（同項第3号に掲げる作業に相当する作業を除く。）が市長が著しく危険であると認める区域で行われた場合 前項に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額
- (4) 第1項第3号又は第4号の作業のうち同項第3号に掲げる作業に相当する作業が深夜において行われた場合 前項に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

淡路市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>	<p>(手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p><u>(12) 災害応急作業等手当</u></p> <p><u>(災害応急作業等手当)</u></p> <p><u>第13条の2 災害応急作業等手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。</u></p> <p><u>(1) 道路、河川の堤防等(以下「堤防等」という。)のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある堤防等において行う巡回監視又は当該堤防等における重大な災害が発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査</u></p> <p><u>(2) 異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難者の救助又は通信施設の臨時設置、運用若しくは保守</u></p> <p><u>(3) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第1項に規定する都道府県災害対策本部又は同法第23条の2第1項に規定する市町村災害対策本部が設置された他の地方公共団体に派遣されて行う関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整の作業のうち市長が指定するもの</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げる作業に相当するものとして市長が指定する作業</u></p> <p><u>2 前項の手当の額は、前項に規定する作業に</u></p>

淡路市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>従事した日1日につき1,080円とする。</u></p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の第1項の手当の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 第1項第1号、第2号又は第4号の作業（同項第3号に掲げる作業に相当する作業を除く。）が日没時から日出時までの間において行われた場合 前項に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額</u></p> <p><u>(2) 第1項第2号又は第4号の作業のうち同項第2号に掲げる作業に相当する作業が著しく危険であると市長が認める場合 前項に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額</u></p> <p><u>(3) 第1項第1号、第2号又は第4号の作業（同項第3号に掲げる作業に相当する作業を除く。）が市長が著しく危険であると認める区域で行われた場合 前項に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額</u></p> <p><u>(4) 第1項第3号又は第4号の作業のうち同項第3号に掲げる作業に相当する作業が深夜において行われた場合 前項に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額</u></p>

議案第6号

淡路市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件

淡路市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月28日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

淡路市職員等の旅費に関する条例（平成17年淡路市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「職員について」を「場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行の依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合に」に、「又は居所」を「、居所その他旅行命令権者が認める場所」に改め、同項第4号中「扶養親族」を「家族」に、「根拠地」を「根拠」に改め、同項第5号中「扶養親族」を「家族」に、「主として職員の収入によって生計を維持している」を「職員と生計を一にする」に改め、同項に次の1号を加える。

(7) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。）を締結したものをいう。

第3条第2項第3号中「3月」を「3か月」に改め、同条第3項中「第28条第4項」を「第16条各号」に、「第29条第1項」を「第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由」に改め、同条第4項中「が、当該職員の任命権者以外の市の機関の依頼に応じ、又は職員以外の者が市の機関の依頼」を「又は職員以外の者が、市の機関の依頼又は要求」に改め、「補助するため」の右に「、証人、鑑定人、参考人、通訳等として」を加え、「当該職員等」を「その者」に改め、同条第5項中「扶養親族」を「家族」に、「その出発前に」を「次条第3項の規定により」に、「を変更され、若しくは取り消され」を「の変更（取消しを含む。同項、同条第4項及び第5項並びに第5条において同じ。）を受け」に、「場合において」を「場合その他規則で定める場合には」に、「があるときは」を「のうち」

に改め、同条第6項中「に交通機関等の事故又は」を削り、同条に次の1項を加える。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「旅行は、任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）」を「次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

第4条第3項中「を変更する必要」を「の変更をする必要」に、「これを変更する」を「この変更をする」に改め、同条第4項本文中「これを変更し、若しくは取り消す」を「その変更をする」に、「当該旅行に関して必要な」を「規則で定める」に、「を記載し、これ」を「の記載又は記録をし、当該事項」に、「提示して行わなければ」を「通知してしなければ」に改め、同項ただし書中「これを提示する」を「旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をし、これを書面により通知する」に、「これを変更し、若しくは取り消す」を「その変更をする」に改め、同項後段を削り、同条第5項中「記載事項及び」を削り、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 前項ただし書の規定により口頭により旅行命令等を発し、又はその変更をした場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をし、書面を交付しなければならない。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に改める。

第6条第1項中「車賃、宿泊料、食事料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費」に改め、同条第4項中「旅客運賃等」を「旅客運賃」に改め、同条第5項中「車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）」を「その他の交通費は、鉄道旅行、水路旅行及び航空旅行以外の」に、「1キロメートル当たりの定額又は実費額」を「実費額又は1キロメートル当たりの定額」に改め、同条第6項中「宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額」を「宿泊費は、第16条の額を上限とした実費額」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、同条の額を超えて当該宿泊に要する費用の額を支給する。

第6条第7項中「食事料」を「包括宿泊費」に、「水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額」を「第17条に規定する合計額」に改め、同条第11項を削り、同条第10項中「扶養親族移転料」を「家族移転費」に、「扶養親族の移転」を「家族の移転」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「着後手

当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路線に応じ一定の距離当たりの定額により」を「着後滞在費は、第20条に規定する額を」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「移転料」を「転居費」に、「住所又は居所の移転」を「転居」に、「路程に応じ一定距離当たりの定額」を「実費額」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項の次に次の1項を加える。

8 宿泊手当は、宿泊した夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

第7条中「旅費は」の右に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第12条から第21条までに規定する種目及び内容に基づき」を加える。

第8条から第10条までを次のように改める。

第8条から第10条まで 削除

第11条第1項中「その精算をしようとする者」を「その精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」に改め、「請求書」の右に「（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「支出命令権者」を「支出又は支払をする者（以下「支出命令権者」という。）」に、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に改め、「その旅費」の右に「又は旅費に相当する金額」を加え、「金額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条第2項中「受けた者」を「受けた旅行者」に、「速やかに」を「所定の期間内に、」に改め、同条第3項中「速やかに」を「所定の期間内に、」に改め、同条第4項中「第1項の」を「第1項に規定する」に改め、「記載事項」の右に「又は記録事項」を、「様式」の右に「、第2項及び第3項に規定する期間並びに第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項」を加え、同項を同条第7項とし、同条第3項の次に次の3項を加える。

4 支出命令権者は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出命令権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

5 第1項の請求書又は書類が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。次項において同じ。）をもつて提出することができる。

6 前項の規定により請求書又は書類の提出が電磁的方法により行われたときは、支出命令権者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は書類を提出したものとみなす。

第12条第1項中「という」の右に「。第3号から第6号までに掲げる運賃は、

第1号又は第2号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る」を加え、「並びに座席指定料金」を「座席指定料金並びに寝台料金並びにこれらの運賃に付随する費用」に改め、同項第3号中「その乗車に要する」を削り、同項に次の2号を加える。

(5) 寝台料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号又は第2号に規定する運賃、第3号に規定する急行料金及び前号に規定する座席指定料金のほか、寝台料金

(6) 前各号に掲げる運賃に付随する費用

第12条第2項及び第3項を削る。

第13条第1項中「という」の右に「。第4号から第6号までに掲げる運賃は、第1号、第2号又は第3号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る」を、「並びに座席指定料金」の右に「並びにこれらの運賃に付随する費用による。」を加え、同項第4号中「公務上の必要により」を削り、同項に次の1号を加える。

(6) 前各号に掲げる運賃に付随する費用

第14条中「現に支払った旅客運賃とする」を「次に掲げる旅客運賃（以下この条において「運賃」という。第3号又は第4号に掲げる運賃は、第1号又は第2号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）及び座席指定料金並びにこれらの運賃に付随する費用による」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 運賃の等級を設ける航空機による旅行の場合には、下級の運賃

(2) 運賃の等級を設けない航空機による旅行の場合には、その搭乗に要する運賃

(3) 座席指定料金を徴する場合には、前号に掲げる運賃のほか、座席指定料金

(4) 前2号に掲げる運賃に付随する費用

第15条から第21条までを次のように改める。

(その他の交通費)

第15条 その他の交通費は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道並びにこれらに相当するものをいう。）、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶及びこれらに相当するものをいう。）及び航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機及びこれらに相当するものをいう。）以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情によりこれらによることができない場合には、路程1キロメートルにつき37円とすることができる。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
 - (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
 - (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
 - (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用
- 2 前項ただし書に規定する場合には、全路程を通算して計算し、路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（宿泊費）

第16条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して別表第1に定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第17条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第12条から第15条までの規定による旅客運賃及び費用（以下「交通費」という。）並びに当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第18条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して別表第2に定める1夜当たりの定額とする。

（転居費）

第19条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第21条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

（着後滞在費）

第20条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）

第21条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。この

号及び次号において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

第22条及び第23条を削る。

第24条に次の2項を加える。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

第24条を第22条とする。

第25条第3項中「鉄道賃、船賃、車賃及び食事料」を「費用」に改め、同条を第23条とし、第26条を第24条とし、同条の次に次の1項を加える。

(旅費の支給額の上限)

第25条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)に係る旅費の支給額は、第12条各号、第13条第1項各号、第14条第1項各号及び第15条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)及び家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)に係る旅費の支給額は、当該各種目について第16条、第17条、第19条、第20条及び第21条第1項並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第27条第1項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した」を「市以外の者から旅費の支給を受ける」に、「により、又は当該」を「より又は」に改め、同条を第26条とする。

第28条中「第47条」を「第47条第1項若しくは第2項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 任命権者は、職員について船員法第47条第2項の規定に該当する事由があった場合において、前項の規定により当該職員に旅費を支給したときは、当該職員に対し、当該支給した旅費の償還を請求するものとする。

第28条を第27条とする。

第29条を第30条とし、第27条の次に次の2条を加える。

(旅費の返納)

第28条 支出命令権者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令権者は、前項に規定する返納に代えて、当該支出官等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(監督)

第29条 任命権者が指名する者は、この条例の適正な執行を確保するため、旅行命令権者に対して、この条例の執行状況に関する資料若しくは報告を求め、実地監査を行い、又はこの条例の執行について必要な措置を求めることができる。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第16条、第17条、第20条、第21条関係)

宿泊費基準額

区分	宿泊費基準額 (1夜につき)
北海道	13,000円
青森県	11,000円
岩手県	9,000円
宮城県	10,000円
秋田県	11,000円
山形県	10,000円
福島県	8,000円
茨城県	11,000円
栃木県	10,000円
群馬県	10,000円
埼玉県	19,000円
千葉県	17,000円
東京都	19,000円
神奈川県	16,000円
新潟県	16,000円
富山県	11,000円
石川県	9,000円
福井県	10,000円

山梨県	12,000円
長野県	11,000円
岐阜県	13,000円
静岡県	9,000円
愛知県	11,000円
三重県	9,000円
滋賀県	11,000円
京都府	19,000円
大阪府	13,000円
兵庫県	12,000円
奈良県	11,000円
和歌山県	11,000円
鳥取県	8,000円
島根県	9,000円
岡山県	10,000円
広島県	13,000円
山口県	8,000円
徳島県	10,000円
香川県	15,000円
愛媛県	10,000円
高知県	11,000円
福岡県	18,000円
佐賀県	11,000円
長崎県	11,000円
熊本県	14,000円
大分県	11,000円
宮崎県	12,000円
鹿児島県	12,000円
沖縄県	11,000円

別表第2（第18条、第20条、第21条関係）

宿泊手当

区分	宿泊手当（1夜につき）
全ての地	2,400円

備考

- 1 宿泊手当の額は、宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合
前項で定める定額の3分の2の額
- (2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1の額
- 2 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、その移動の到着地に応じ、この表の区分に応じた額とする。ただし、支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費(包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。)に食費に相当するものが含まれる場合には、当該額の3分の1の額とする。
- 3 旅行者が、旅行中自宅(住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。)に宿泊する場合には、宿泊手当は支給しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の淡路市職員等の旅費に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新条例第2条第1項第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第3条第4項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の淡路市職員等の旅費に関する条例(以下「旧条例」という。)第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧条例第3条第4項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第1項第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等の変更をする旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 新条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 4 新条例第28条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。
(淡路市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

5 淡路市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年淡路市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「車賃及び食事料」を「その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費」に改める。

淡路市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常勤勤務する在勤庁のない<u>職員</u>については、その住所又は居所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 帰宅 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその<u>扶養親族</u>又は遺族が生活の<u>根拠地</u>となる地に旅行することをいう。</p> <p>(5) <u>扶養親族</u> 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で<u>主として職員の収入によって生計を維持しているもの</u>をいう。</p> <p>(6) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常勤勤務する在勤庁のない<u>場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行の依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）</u>が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所を離れて旅行することをいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 帰宅 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその<u>家族</u>又は遺族が生活の<u>根拠</u>となる地に旅行することをいう。</p> <p>(5) <u>家族</u> 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で<u>職員と生計を一にするもの</u>をいう。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>旅行役務提供者</u> <u>旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他</u>の規則で定める者（以下この号において「<u>旅行者等</u>」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅</p>

淡路市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>2 (略) (旅費の支給)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 職員が死亡した場合においては、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から<u>3月</u>以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族</p> <p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、<u>法第28条第4項又は第29条第1項</u>の規定により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。</p> <p>4 <u>職員が、当該職員の任命権者以外の市の機関の依頼に応じ、又は職員以外の者が市の機関の依頼に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、当該職員等</u>に対して、旅費を支給する。</p> <p>5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の<u>扶養親族</u>の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該<u>扶養親族</u>を含む。以下この条において同じ。)が、<u>その出発前に旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)を変更され、若しくは取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため</u></p>	<p><u>行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。)を締結したものをいう。</u></p> <p>2 (略) (旅費の支給)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 職員が死亡した場合においては、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から<u>3か月</u>以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族</p> <p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、<u>法第16条各号又は第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由</u>の規定により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。</p> <p>4 <u>職員又は職員以外の者が、市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者</u>に対して、旅費を支給する。</p> <p>5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の<u>家族</u>の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該<u>家族</u>を含む。以下この条において同じ。)が、<u>次条第3項の規定により旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)の変更(取消しを含む。同項、同条第4項及び第5項並びに第5条において同</u></p>

淡路市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。</p> <p>6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中に<u>交通機関等の事故又は天災その他長が定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額。以下同じ。）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内において規則で定める金額を旅費として支給することができる。</u></p> <p>（旅行命令等）</p> <p>第4条 <u>旅行は、任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令等によって行わなければならない。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による</u></p>	<p><u>じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうち、当該金額のうちその者の損失となった金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。</u></p> <p>6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中<u>天災その他長が定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額。以下同じ。）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内において規則で定める金額を旅費として支給することができる。</u></p> <p><u>7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。</u></p> <p>（旅行命令等）</p> <p>第4条 <u>次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令等によって行わなければならない。</u></p> <p><u>(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令</u></p> <p><u>(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定によ</u></p>

淡路市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>旅行者の申請に基づき、<u>これを変更</u>することができる。</p> <p>4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又は<u>これを変更し、若しくは取り消す</u>には、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令等」という。）に<u>当該旅行に関して必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない</u>。ただし、<u>これを提示する</u>いとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又は<u>これを変更し、若しくは取り消す</u>ことができる。<u>この場合において、旅行命令権者は、速やかに、旅行命令簿等に当該旅行に関して必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない</u>。</p> <p>5 旅行命令簿等の<u>記載事項及び様式</u>は、規則で定める。 （旅行命令等に従わない旅行）</p> <p>第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により<u>変更された</u>旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</p> <p>2・3 （略） （旅費の種類）</p> <p>第6条 旅費の種類は、<u>鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、食事料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料</u>とする。</p>	<p>る旅行者の申請に基づき、<u>この変更</u>をすることができる。</p> <p>4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又は<u>その変更をする</u>には、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令等」という。）に<u>規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない</u>。ただし、<u>旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をし、これを書面により通知する</u>いとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又は<u>その変更をする</u>ことができる。</p> <p>5 <u>前項ただし書の規定により口頭により旅行命令等を発し、又はその変更をした場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をし、書面を交付しなければならない</u>。</p> <p>6 旅行命令簿等の様式は、規則で定める。 （旅行命令等に従わない旅行）</p> <p>第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により<u>変更を受けた</u>旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</p> <p>2・3 （略） （旅費の種類）</p> <p>第6条 旅費の種類は、<u>鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費</u>とする。</p>

淡路市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</u></p> <p>5 <u>車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。</u></p> <p>6 <u>宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。</u></p> <p>7 <u>食料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。</u></p> <p>8 <u>移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当たりの定額により支給する。</u></p> <p>9 <u>着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路線に応じ一定の距離当たりの定額により支給する。</u></p> <p>10 <u>扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。</u></p> <p>11 <u>第22条第1項に規定する旅行については、第1項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給する。</u> (旅費の計算)</p> <p>第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。</u></p> <p>5 <u>その他の交通費は、鉄道旅行、水路旅行及び航空旅行以外の旅行について、路程に応じ実費額又は1キロメートル当たりの定額により支給する。</u></p> <p>6 <u>宿泊費は、第16条の額を上限とした実費額により支給する。ただし、宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、同条の額を超えて当該宿泊に要する費用の額を支給する。</u></p> <p>7 <u>包括宿泊費は、第17条に規定する合計額により支給する。</u></p> <p>8 <u>宿泊手当は、宿泊した夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。</u></p> <p>9 <u>転居費は、赴任に伴う転居について、実費額により支給する。</u></p> <p>10 <u>着後滞在費は、第20条に規定する額を支給する。</u></p> <p>11 <u>家族移転費は、赴任に伴う家族の移転について支給する。</u></p> <p>(旅費の計算)</p> <p>第7条 旅費は、<u>旅行に要する実費を弁償するためのものとして第12条から第21条までに規定する種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。</u>ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行</p>

淡路市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>第8条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除き、旅行のため現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除き、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。</u></p> <p><u>2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。</u></p> <p><u>3 第3条第2項の規定に該当する場合における旅費計算上の旅費日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。</u></p> <p><u>第9条 1日の旅行において、宿泊料（扶養親族移転料のうち、これらの旅費に相当する部分を含む。以下この条において同じ。）について定額を異にする理由が生じた場合には、額の多い方の定額による宿泊料を支給する。</u></p> <p><u>第10条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうち、これらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。</u></p> <p>（旅費の請求手続）</p> <p><u>第11条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者で<u>その精算をしようとする者</u>は、請求書に必要な書類を添え</u></p>	<p>し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。</p> <p><u>第8条から第10条まで 削除</u></p> <p>（旅費の請求手続）</p> <p><u>第11条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者で<u>その精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の</u></u></p>

淡路市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>て、これを当該旅費の<u>支出命令権者</u>に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る<u>旅費額</u>のうち、その書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の<u>金額の支給</u>を受けることができない。</p> <p>2 概算払に係る旅費の<u>支給を受けた者</u>は、当該旅行を完了した後、<u>速やかに</u>当該旅行について、前項の規定による旅費の精算をしなければならない。</p> <p>3 支出命令権者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、<u>速やかに</u>当該過払金を返納させなければならない。</p>	<p><u>支払を受けようとする旅行役務提供者</u>は、請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な書類を添えて、これを当該旅費の<u>支出又は支払をする者</u>（以下「<u>支出命令権者</u>」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る<u>旅費又は旅費に相当する金額</u>のうち、その書類を提出しなかったため、その旅費<u>又は旅費に相当する金額</u>の必要が明らかにされなかった部分の<u>支給又は支払</u>を受けることができない。</p> <p>2 概算払に係る旅費の<u>支給を受けた旅行者</u>は、当該旅行を完了した後、<u>所定の期間内に</u>、当該旅行について、前項の規定による旅費の精算をしなければならない。</p> <p>3 支出命令権者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、<u>所定の期間内に</u>、当該過払金を返納させなければならない。</p> <p>4 <u>支出命令権者は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出命令権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。</u></p> <p>5 <u>第1項の請求書又は書類が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報</u></p>

淡路市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>4 <u>第1項の請求書及び必要な書類の種類、記載事項及び様式は、規則で定める。</u></p> <p>(鉄道賃)</p> <p>第12条 鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)及び急行料金並びに座席指定料金による。</p> <p>(1) 運賃の等級を設ける列車を運行する線路による旅行の場合には、下級の運賃</p> <p>(2) 運賃の等級を設けない列車を運行する線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃</p> <p>(3) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前2号に規定する運賃のほか、<u>その乗車に要する急行料金</u></p> <p>(4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号又は第2号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、座席指定料金</p>	<p><u>処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。次項において同じ。)をもって提出することができる。</u></p> <p>6 <u>前項の規定により請求書又は書類の提出が電磁的方法により行われたときは、支出命令権者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は書類を提出したものとみなす。</u></p> <p>7 <u>第1項に規定する請求書及び必要な書類の種類、記載事項又は記録事項及び様式、第2項及び第3項に規定する期間並びに第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>(鉄道賃)</p> <p>第12条 鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃(以下この条において「運賃」という。<u>第3号から第6号までに掲げる運賃は、第1号又は第2号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。</u>)及び急行料金、座席指定料金並びに寝台料金並びにこれらの運賃に付随する費用による。</p> <p>(1) 運賃の等級を設ける列車を運行する線路による旅行の場合には、下級の運賃</p> <p>(2) 運賃の等級を設けない列車を運行する線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃</p> <p>(3) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前2号に規定する運賃のほか、急行料金</p> <p>(4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号又は第2号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、座席指定料金</p>

淡路市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>2 前項第3号の急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り支給する。</u></p> <p><u>(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの</u></p> <p><u>(2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの</u></p> <p><u>3 第1項第4号の座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに限り支給する。</u></p> <p>(船賃)</p> <p>第13条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃(はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)及び寝台料金並びに座席指定料金</p> <p>(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃</p> <p>(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃</p> <p>(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃</p> <p>(4) <u>公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に掲げる運賃のほか、現に支払った寝台料金</u></p> <p>(5) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定</p>	<p><u>(5) 寝台料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号又は第2号に規定する運賃、第3号に規定する急行料金及び前号に規定する座席指定料金のほか、寝台料金</u></p> <p><u>(6) 前各号に掲げる運賃に付随する費用</u></p> <p>(船賃)</p> <p>第13条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃(はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。<u>第4号から第6号までに掲げる運賃は、第1号、第2号又は第3号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。</u>)及び寝台料金並びに座席指定料金<u>並びにこれらの運賃に付随する費用による。</u></p> <p>(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃</p> <p>(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃</p> <p>(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃</p> <p>(4) 別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に掲げる運賃のほか、現に支払った寝台料金</p> <p>(5) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定</p>

淡路市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>する運賃及び寝台料金のほか、座席指定料金</p> <p>2 (略)</p> <p>(航空賃)</p> <p>第14条 航空賃の額は、<u>現に支払った旅客運賃とする。</u></p> <p><u>(車賃)</u></p> <p>第15条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、<u>実費額による。</u></p>	<p>する運賃及び寝台料金のほか、座席指定料金</p> <p><u>(6) 前各号に掲げる運賃に付随する費用</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(航空賃)</p> <p>第14条 航空賃の額は、<u>次に掲げる旅客運賃(以下この条において「運賃」という。第3号又は第4号に掲げる運賃は、第1号又は第2号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)及び座席指定料金並びにこれらの運賃に付随する費用による。</u></p> <p><u>(1) 運賃の等級を設ける航空機による旅行の場合には、下級の運賃</u></p> <p><u>(2) 運賃の等級を設けない航空機による旅行の場合には、その搭乗に要する運賃</u></p> <p><u>(3) 座席指定料金を徴する場合には、前号に掲げる運賃のほか、座席指定料金</u></p> <p><u>(4) 前2号に掲げる運賃に付随する費用(その他の交通費)</u></p> <p>第15条 <u>その他の交通費は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道並びにこれらに相当するものをいう。)、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶及びこれらに相当するものをいう。)及び航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機及びこれらに相当するものをいう。)以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限</u></p>

淡路市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第10条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。</u></p> <p><u>3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</u></p> <p><u>第16条 削除</u></p>	<p><u>る。)の額の合計額とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情によりこれらによることができない場合には、路程1キロメートルにつき37円とすることができる。</u></p> <p><u>(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃</u></p> <p><u>(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用</u></p> <p><u>2 前項ただし書に規定する場合には、全路程を通算して計算し、路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。(宿泊費)</u></p> <p><u>第16条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して別表第1に定める額(次条において「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</u></p>

淡路市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>(宿泊料)</u></p> <p><u>第17条 宿泊料の額は、宿泊地の区分に応じた別表第1の定額による。</u></p> <p><u>2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。</u></p> <p><u>(食事料)</u></p> <p><u>第18条 食事料の額は、別表第1の定額による。</u></p> <p><u>2 食事料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが、食費を要する場合に限り、支給する。</u></p> <p><u>(移転料)</u></p> <p><u>第19条 移転料の額は、次に掲げる額による。</u></p> <p><u>(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、住所又は居所から在勤地までの路程に応じた別表第2の定額による額</u></p> <p><u>(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額</u></p> <p><u>(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが、赴任を命じられた日の翌日から1年以内に移転する場合には、前号に規定する額に相当する額</u></p> <p><u>2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第3号に規定する期間を延長することができる</u></p>	<p><u>(包括宿泊費)</u></p> <p><u>第17条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第12条から第15条までの規定による旅客運賃及び費用（以下「交通費」という。）並びに当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。</u></p> <p><u>(宿泊手当)</u></p> <p><u>第18条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して別表第2に定める1夜当たりの定額とする。</u></p> <p><u>(転居費)</u></p> <p><u>第19条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第21条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。</u></p>

淡路市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>る。</u></p> <p><u>(着後手当)</u></p> <p><u>第20条 着後手当の額は、別表第1の宿泊料定額及び別表第2の路程の区分に応じ、当該各号に掲げる分に相当する額による。</u></p> <p><u>(扶養親族移転料)</u></p> <p><u>第21条 扶養親族移転料の額は、赴任の際扶養親族をその住所又は居所から在勤地まで随伴する場合には、赴任を命じられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に掲げる額の合計額による。</u></p> <p><u>(1) 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに宿泊料、食事料及び着後手当の3分の2に相当する額</u></p> <p><u>(2) 12歳未満6歳以上の者については、前号の規定する額の2分の1に相当する額</u></p> <p><u>(3) 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の宿泊料、食事料及び着後手当の定額の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとに、その移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。</u></p> <p><u>(4) 前3号に規定する場合を除き、第19</u></p>	<p><u>(着後滞在費)</u></p> <p><u>第20条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。</u></p> <p><u>(家族移転費)</u></p> <p><u>第21条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。</u></p> <p><u>(1) 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。この号及び次号において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額</u></p> <p><u>(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額</u></p>

淡路市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前3号の規定に準じて計算した額。ただし、前3号の規定により支給することができる額に相当する額を超えることができない。</u></p> <p><u>2 前項第1号から第3号までの規定により宿泊料、食事料及び着後手当の額を計算する場合において、これらの額に円位未満の端数を生じたときは、これらを切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>3 職員が赴任を命じられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命じられた日における扶養親族とみなして、第1項の規定を適用する。</u> <u>(日額旅費)</u></p> <p><u>第22条 第6条第11項の規定により日額旅費を支給する旅行は、次に掲げる旅行のうち、当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適当と認めて市長が指定するものとする。</u> <u>(1) 長期間の研修、講習その他これらに類する目的のための旅行</u> <u>(2) 前号に掲げる旅行のほか、職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張</u></p> <p><u>2 日額旅費の額、支給条件及び支給方法は、市長が定める。ただし、その額は、第12条から第18条までに掲げる旅費の額を超えることができない。</u> <u>(在勤地内旅行の旅費)</u></p> <p><u>第23条 市内における旅行については、次の各号に掲げる場合において、当該各号に掲げる旅費を支給する。</u> <u>(1) 交通機関を利用する必要のある場合は、その実費</u></p>	<p><u>2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。</u></p>

淡路市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>(2) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、職員が旅行命令権者の承認を受けて自家用自動車等を運転して旅行した場合は、第15条第1項の規定による車賃</u></p> <p><u>(3) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、別表第1に定める額の範囲内の実費額</u> (退職者等の旅費)</p> <p><u>第24条</u> 職員が出張中に退職等となった場合に、第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等となった日にいた地から退職等の命令の通達を受けた日にいた地までの旅費とする。</p> <p>(遺族の旅費)</p> <p><u>第25条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第21条第1項の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの<u>鉄道賃、船賃、車賃及び食事料</u>とする。この場合において、同項中「赴任を命じられた日」とあるのは「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。 (外国旅行の旅費)</p> <p><u>第26条</u> (略)</p>	<p>(退職者等の旅費)</p> <p><u>第22条</u> 職員が出張中に退職等となった場合に、第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等となった日にいた地から退職等の命令の通達を受けた日にいた地までの旅費とする。</p> <p><u>2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。</u></p> <p><u>3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。</u></p> <p>(遺族の旅費)</p> <p><u>第23条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第21条第1項の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの<u>費用</u>とする。この場合において、同項中「赴任を命じられた日」とあるのは「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。 (外国旅行の旅費)</p> <p><u>第24条</u> (略) (旅費の支給額の上限)</p> <p><u>第25条</u> 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の</p>

淡路市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(旅費の調整)</p> <p><u>第27条</u> 旅行命令権者は、旅行者が<u>公用の交通機関、宿泊施設等</u>を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により、<u>又は当該旅行の性質上</u>この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、市長と協議してその実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(旅費の特例)</p> <p><u>第28条</u> 任命権者は、職員について労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項若しくは第64条又は船員法(昭和22年法律第100号) <u>第47条</u>の規定に該当する理由がある場合において、この条例の規定に</p>	<p><u>交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)</u>に係る旅費の支給額は、<u>第12条各号、第13条第1項各号、第14条第1項各号及び第15条第1項各号</u>に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、<u>当該費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</u></p> <p><u>2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)</u>及び<u>家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)</u>に係る旅費の支給額は、当該各種目について<u>第16条、第17条、第19条、第20条及び第21条第1項並びに第7条</u>の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、<u>当該種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</u></p> <p>(旅費の調整)</p> <p><u>第26条</u> 旅行命令権者は、旅行者が<u>市以外の者から旅費の支給を受ける場合</u>その他当該旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、市長と協議してその実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(旅費の特例)</p> <p><u>第27条</u> 任命権者は、職員について労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項若しくは第64条又は船員法(昭和22年法律第100号) <u>第47条第1項若しくは第2項</u>の規定に該当する理由がある場合におい</p>

淡路市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>よる旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対して、これらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。</p>	<p>て、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対して、これらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。</p> <p><u>2 任命権者は、職員について船員法第47条第2項の規定に該当する事由があった場合において、前項の規定により当該職員に旅費を支給したときは、当該職員に対し、当該支給した旅費の償還を請求するものとする。</u></p> <p><u>(旅費の返納)</u></p> <p><u>第28条 支出命令権者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。</u></p> <p><u>2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令権者は、前項に規定する返納に代えて、当該支出官等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。</u></p> <p><u>3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。</u></p> <p><u>(監督)</u></p> <p><u>第29条 任命権者が指名する者は、この条例の適正な執行を確保するため、旅行命令権者に対して、この条例の執行状況に関する資料若しくは報告を求め、実地監査を行い、又はこの条例の執行について必要な措置を求めることができる。</u></p>

淡路市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案																																																														
<p>(規則への委任)</p> <p><u>第29条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p><u>別表第1</u> (第17条、第18条関係)</p> <p style="text-align: center;"><u>宿泊料及び食事料</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">宿泊料1夜につき</th> <th style="text-align: center;">食事料1夜につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">東京以外</td> <td style="text-align: center;">11,800円</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">2,200円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">東京</td> <td style="text-align: center;">13,100円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	宿泊料1夜につき	食事料1夜につき	東京以外	11,800円	2,200円	東京	13,100円	<p>(規則への委任)</p> <p><u>第30条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p><u>別表第1</u> (第16条、第17条、第20条、第21条関係)</p> <p style="text-align: center;"><u>宿泊費基準額</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">宿泊費基準額(1夜につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">北海道</td><td style="text-align: center;">13,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">青森県</td><td style="text-align: center;">11,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">岩手県</td><td style="text-align: center;">9,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">宮城県</td><td style="text-align: center;">10,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">秋田県</td><td style="text-align: center;">11,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">山形県</td><td style="text-align: center;">10,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">福島県</td><td style="text-align: center;">8,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">茨城県</td><td style="text-align: center;">11,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">栃木県</td><td style="text-align: center;">10,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">群馬県</td><td style="text-align: center;">10,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">埼玉県</td><td style="text-align: center;">19,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">千葉県</td><td style="text-align: center;">17,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">東京都</td><td style="text-align: center;">19,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">神奈川県</td><td style="text-align: center;">16,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">新潟県</td><td style="text-align: center;">16,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">富山県</td><td style="text-align: center;">11,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">石川県</td><td style="text-align: center;">9,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">福井県</td><td style="text-align: center;">10,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">山梨県</td><td style="text-align: center;">12,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">長野県</td><td style="text-align: center;">11,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">岐阜県</td><td style="text-align: center;">13,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">静岡県</td><td style="text-align: center;">9,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">愛知県</td><td style="text-align: center;">11,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">三重県</td><td style="text-align: center;">9,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">滋賀県</td><td style="text-align: center;">11,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">京都府</td><td style="text-align: center;">19,000円</td></tr> </tbody> </table>	区分	宿泊費基準額(1夜につき)	北海道	13,000円	青森県	11,000円	岩手県	9,000円	宮城県	10,000円	秋田県	11,000円	山形県	10,000円	福島県	8,000円	茨城県	11,000円	栃木県	10,000円	群馬県	10,000円	埼玉県	19,000円	千葉県	17,000円	東京都	19,000円	神奈川県	16,000円	新潟県	16,000円	富山県	11,000円	石川県	9,000円	福井県	10,000円	山梨県	12,000円	長野県	11,000円	岐阜県	13,000円	静岡県	9,000円	愛知県	11,000円	三重県	9,000円	滋賀県	11,000円	京都府	19,000円
区分	宿泊料1夜につき	食事料1夜につき																																																													
東京以外	11,800円	2,200円																																																													
東京	13,100円																																																														
区分	宿泊費基準額(1夜につき)																																																														
北海道	13,000円																																																														
青森県	11,000円																																																														
岩手県	9,000円																																																														
宮城県	10,000円																																																														
秋田県	11,000円																																																														
山形県	10,000円																																																														
福島県	8,000円																																																														
茨城県	11,000円																																																														
栃木県	10,000円																																																														
群馬県	10,000円																																																														
埼玉県	19,000円																																																														
千葉県	17,000円																																																														
東京都	19,000円																																																														
神奈川県	16,000円																																																														
新潟県	16,000円																																																														
富山県	11,000円																																																														
石川県	9,000円																																																														
福井県	10,000円																																																														
山梨県	12,000円																																																														
長野県	11,000円																																																														
岐阜県	13,000円																																																														
静岡県	9,000円																																																														
愛知県	11,000円																																																														
三重県	9,000円																																																														
滋賀県	11,000円																																																														
京都府	19,000円																																																														

淡路市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
	<u>大阪府</u> <u>13,000円</u>
	<u>兵庫県</u> <u>12,000円</u>
	<u>奈良県</u> <u>11,000円</u>
	<u>和歌山県</u> <u>11,000円</u>
	<u>鳥取県</u> <u>8,000円</u>
	<u>島根県</u> <u>9,000円</u>
	<u>岡山県</u> <u>10,000円</u>
	<u>広島県</u> <u>13,000円</u>
	<u>山口県</u> <u>8,000円</u>
	<u>徳島県</u> <u>10,000円</u>
	<u>香川県</u> <u>15,000円</u>
	<u>愛媛県</u> <u>10,000円</u>
	<u>高知県</u> <u>11,000円</u>
	<u>福岡県</u> <u>18,000円</u>
	<u>佐賀県</u> <u>11,000円</u>
	<u>長崎県</u> <u>11,000円</u>
	<u>熊本県</u> <u>14,000円</u>
	<u>大分県</u> <u>11,000円</u>
	<u>宮崎県</u> <u>12,000円</u>
	<u>鹿児島県</u> <u>12,000円</u>
	<u>沖縄県</u> <u>11,000円</u>

別表第2 (第19条、第20条関係)

移転料及び着後手当

区分	鉄道5 0キロ メートル 未満	鉄道5	鉄道1	鉄道1
		0キロ メートル 以上	00キ ロメー トル以 上	50キ ロメー トル以 上
		<u>100</u> キロメ ートル 未満	<u>150</u> キロメ ートル 未満	<u>200</u> キロメ ートル 未満
移転料	<u>107,</u>	<u>123,</u>	<u>130,</u>	<u>137,</u>

別表第2 (第18条、第20条、第21条関係)

宿泊手当

区分	宿泊手当 (1夜につき)
全ての地	<u>2,400円</u>

備考

- 1 宿泊手当の額は、宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に掲げる額とする。
 - (1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の2の額
 - (2) 朝食及び夕食に係る費用に相当する

淡路市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行					改 正 案
	<u>000</u>	<u>000</u>	<u>000</u>	<u>000</u>	<u>ものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1の額</u>
	円	円	円	円	
着後手 当	<u>2日2夜分</u>				<u>2 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、その移動の到着地に応じ、この表の区分に応じた額とする。ただし、支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合には、当該額の3分の1の額とする。</u>
鉄道2 00キ ロメー トル以 上 250 キロメ ートル 未満	鉄道2 50キ ロメー トル以 上 300 キロメ ートル 未満	鉄道3 00キ ロメー トル以 上 500 キロメ ートル 未満	鉄道5 00キ ロメー トル以 上 1,00 0キロ メート ル未満	鉄道1, 000 キロメ ートル 以上	<u>3 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、宿泊手当は支給しない。</u>
<u>144,</u>	<u>152,</u>	<u>187,</u>	<u>248,</u>	<u>261,</u>	
<u>000</u>	<u>000</u>	<u>000</u>	<u>000</u>	<u>000</u>	
円	円	円	円	円	
<u>3日3夜分</u>			<u>5日5夜分</u>		
備考 <u>路程の計算については、水路2分の1キロメートル又は陸路4分の1キロメートルをもってそれぞれ鉄道1キロメートルとみなす。</u>					

淡路市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
 附則第5項による改正（淡路市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>（費用弁償） 第5条（略） 2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃及び食事料</u>とし、その額は、淡路市職員等の旅費に関する条例（平成17年淡路市条例第52号。以下「旅費条例」という。）に規定する額とする。 3 （略）</p>	<p>（費用弁償） 第5条（略） 2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費</u>とし、その額は、淡路市職員等の旅費に関する条例（平成17年淡路市条例第52号。以下「旅費条例」という。）に規定する額とする。 3 （略）</p>

議案第7号

淡路市特別会計設置条例の一部を改正する条例制定の件

淡路市特別会計設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月28日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市特別会計設置条例の一部を改正する条例

淡路市特別会計設置条例（平成17年淡路市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第1条中第6号及び第7号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の淡路市特別会計設置条例第1条第6号に規定する淡路市津名港ターミナル事業特別会計並びに同条第7号に規定する淡路市住宅用地造成事業等特別会計の令和6年度の収入及び支出並びに同年度の決算については、なお従前の例による。

淡路市特別会計設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に掲げる目的のため設置する。</p> <p>(1) 淡路市国民健康保険特別会計 国民健康保険事業</p> <p>(2) 淡路市後期高齢者医療特別会計 後期高齢者医療事業</p> <p>(3) 淡路市介護保険特別会計 介護保険事業</p> <p>(4) 淡路市産地直売所事業特別会計 産地直売所事業</p> <p>(5) 淡路市温泉事業特別会計 温泉事業</p> <p><u>(6) 淡路市津名港ターミナル事業特別会計 津名港ターミナル事業</u></p> <p><u>(7) 淡路市住宅用地造成事業等特別会計 住宅用地造成事業、商工業用地造成事業、観光施設等整備事業及び土地取得造成事業</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に掲げる目的のため設置する。</p> <p>(1) 淡路市国民健康保険特別会計 国民健康保険事業</p> <p>(2) 淡路市後期高齢者医療特別会計 後期高齢者医療事業</p> <p>(3) 淡路市介護保険特別会計 介護保険事業</p> <p>(4) 淡路市産地直売所事業特別会計 産地直売所事業</p> <p>(5) 淡路市温泉事業特別会計 温泉事業</p>

議案第 8 号

淡路市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の件

淡路市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 8 日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

淡路市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成 2 5 年淡路市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「令和 7 年 3 月 3 1 日」を「令和 1 0 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

淡路市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略) (この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>令和7年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効前に第1条に規定する対象施設を設置した事業者に対するこの条例の規定は、この条例の失効後も、なおその効力を有する。 (淡路市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正)</p> <p>3 (略)</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略) (この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>令和10年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効前に第1条に規定する対象施設を設置した事業者に対するこの条例の規定は、この条例の失効後も、なおその効力を有する。 (淡路市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正)</p> <p>3 (略)</p>

議案第9号

淡路市税条例等の一部を改正する条例制定の件

淡路市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月28日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市税条例等の一部を改正する条例

(淡路市税条例の一部改正)

第1条 淡路市税条例(平成17年淡路市条例第91号)の一部を次のように改正する。

第36条の2第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第89条第2項第2号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第149条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

(淡路市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部改正)

第2条 淡路市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例(平成18年淡路市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第13条第1項」を「第16条第1項」に改める。

(淡路市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正)

第3条 淡路市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例(平成25年淡路市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

(淡路市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法

律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第4条 淡路市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年淡路市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

(淡路市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正)

第5条 淡路市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（令和3年淡路市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

淡路市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表
第1条による改正（淡路市税条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(市民税の申告) 第36条の2 (略) 2～8 (略)</p> <p>9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)</p> <p>第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)</p>	<p>(市民税の申告) 第36条の2 (略) 2～8 (略)</p> <p>9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)</p> <p>第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)</p>

淡路市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表
第1条による改正（淡路市税条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>又は法人番号（<u>同条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(種別割の減免)</p> <p>第89条 (略)</p> <p>2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（<u>同法第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第139条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲</p>	<p>又は法人番号（<u>同条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(種別割の減免)</p> <p>第89条 (略)</p> <p>2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（<u>同法第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第139条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲</p>

淡路市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表
第1条による改正（淡路市税条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)・(3)（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告）</p> <p>第149条 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。</p> <p>(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</p> <p>(2)・(3)（略）</p>	<p>げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)・(3)（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告）</p> <p>第149条 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。</p> <p>(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</p> <p>(2)・(3)（略）</p>

淡路市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表
 第2条による改正（淡路市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の
 一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）<u>第13条第1項</u>の規定に基づき、市の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）<u>第16条第1項</u>の規定に基づき、市の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。</p>

淡路市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表
 第3条による改正（淡路市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>（課税免除の申請）</p> <p>第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、毎年1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>（1）申請者の住所、氏名及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）（個人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名）又は所在地、名称及び法人番号（<u>同条第15項</u>に規定する法人番号をいう。）（法人番号を有しない者にあつては、所在地及び名称）</p> <p>（2）・（3）（略）</p>	<p>（課税免除の申請）</p> <p>第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、毎年1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>（1）申請者の住所、氏名及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）（個人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名）又は所在地、名称及び法人番号（<u>同条第16項</u>に規定する法人番号をいう。）（法人番号を有しない者にあつては、所在地及び名称）</p> <p>（2）・（3）（略）</p>

淡路市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表

第4条による改正（淡路市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(5)・(6) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(5)・(6) (略)</p>

淡路市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表
 第5条による改正(淡路市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正)

現 行	改 正 案
<p>(課税免除の申請)</p> <p>第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、毎年1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の住所、氏名及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。)(個人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名)又は所在地、名称及び法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)(法人番号を有しない者にあつては、所在地及び名称)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(課税免除の申請)</p> <p>第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、毎年1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の住所、氏名及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。)(個人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名)又は所在地、名称及び法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。)(法人番号を有しない者にあつては、所在地及び名称)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

議案第10号

淡路市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部
を改正する条例制定の件

淡路市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和7年2月28日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部
を改正する条例

淡路市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成17年淡路市
条例第221号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

30年以上
979,000
909,000
849,000
809,000
734,000
689,000

」

を

「

30年以上 35年未満	35年以上
979,000	1,079,000
909,000	1,009,000

849,000	949,000
809,000	909,000
734,000	834,000
689,000	789,000

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の淡路市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

淡路市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行							改 正 案							
別表（第2条関係） 退職報償金支給額表 (単位：円)							別表（第2条関係） 退職報償金支給額表 (単位：円)							
階級	勤務年数						階級	勤務年数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上		5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000	団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000	<u>1,079,000</u>
副団長 地区団長 地区副団 長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	副団長 地区団長 地区副団 長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	<u>1,009,000</u>
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	<u>949,000</u>
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	<u>909,000</u>
部長 副部長 班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	部長 副部長 班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	<u>834,000</u>
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	<u>789,000</u>

議案第 11 号

淡路市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件

淡路市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 28 日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

淡路市福祉医療費の助成に関する条例（平成 17 年淡路市条例第 106 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 6 号中「前 5 号」を「第 1 号、第 2 号及び前号」に改め、同条第 2 項中「前項第 1 号から第 5 号まで」を「前項第 1 号、第 2 号及び第 5 号」に改める。

第 4 条第 1 項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、同条第 2 項中「及び第 3 号」を削り、「当該各号」を「同号」に、「これらの者」を「その者」に改め、同条第 3 項中「及び第 3 号」を削り、「当該各号」を「同号」に改める。

附則第 3 項中「第 4 条第 2 号及び第 3 号」を「第 4 条第 1 項第 2 号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の淡路市福祉医療費の助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（準備行為）

3 改正後の条例の規定により医療費の助成を受けることができることとなる者に係る受給者証の交付その他医療費の助成に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

淡路市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(福祉医療費の支給)</p> <p>第3条 市長は、市の区域内に住所を有する高齢期移行者、重度障害者、乳児保護者又は幼児等保護者及び母子家庭等に、次の各号により算定した額を規則で定める手続に従い、福祉医療費として支給する。</p> <p>(1) 高齢期移行者の福祉医療費 次に掲げるところによる。</p> <p>ア 高齢期移行者の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の20に相当する額を一部負担金として控除した額とする。</p> <p>イ 区分Ⅰについては、アに規定する一部負担金の額が、受給者個人の外来に係る医療費の場合であって、その額が1月につき8,000円を超えるときは8,000円とし、受給者個人の外来以外に係る医療費の場合であって、その額が1月につき1万5,000円を超えるときは1万5,000円とする。この場合において、医療につき支払われた一部負担金が著しく高額であるときは、法第84条の規定の例により高額療養費に相当する額の支給を行う。</p> <p>ウ 区分Ⅱについては、アに規定する一部負担金の額が、受給者個人の外来に係る医療費の場合であって、その額が1月につき1万2,000円を超えるときは1万2,000円とし、受給者個人の外来以外に係る医療費の場合であって、その</p>	<p>(福祉医療費の支給)</p> <p>第3条 市長は、市の区域内に住所を有する高齢期移行者、重度障害者、乳児保護者又は幼児等保護者及び母子家庭等に、次の各号により算定した額を規則で定める手続に従い、福祉医療費として支給する。</p> <p>(1) 高齢期移行者の福祉医療費 次に掲げるところによる。</p> <p>ア 高齢期移行者の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の20に相当する額を一部負担金として控除した額とする。</p> <p>イ 区分Ⅰについては、アに規定する一部負担金の額が、受給者個人の外来に係る医療費の場合であって、その額が1月につき8,000円を超えるときは8,000円とし、受給者個人の外来以外に係る医療費の場合であって、その額が1月につき1万5,000円を超えるときは1万5,000円とする。この場合において、医療につき支払われた一部負担金が著しく高額であるときは、法第84条の規定の例により高額療養費に相当する額の支給を行う。</p> <p>ウ 区分Ⅱについては、アに規定する一部負担金の額が、受給者個人の外来に係る医療費の場合であって、その額が1月につき1万2,000円を超えるときは1万2,000円とし、受給者個人の外来以外に係る医療費の場合であって、その</p>

淡路市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>額が1月につき3万5,400円を超えるときは3万5,400円とする。この場合において、医療につき支払われた一部負担金が著しく高額であるときは、法第84条の規定の例により高額療養費に相当する額の支給を行う。</p> <p>(2) 重度障害者の福祉医療費 重度障害者の疾病(重度精神障害者は、精神疾患による疾病を除く。)又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額とする。</p> <p>ア 入院以外の療養の場合は、保険医療機関等ごとに1日につき600円(低所得者である場合には、400円)。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては、2回を限度とする。</p> <p>イ 入院療養の場合は、当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の10に相当する額(保険医療機関等で連続して3月を超えて入院した場合にあっては、当該3月を超える期間に係るものを除く。)。ただし、この額は、同一の月に同一の保険医療機関等においては、2,400円(低所得者である場合には、1,600円)を限度とする。</p> <p>(3) 乳児及び幼児の福祉医療費 乳児及び幼児の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額とする。</p> <p>(4) 低学年児の福祉医療費 低学年児の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負</p>	<p>額が1月につき3万5,400円を超えるときは3万5,400円とする。この場合において、医療につき支払われた一部負担金が著しく高額であるときは、法第84条の規定の例により高額療養費に相当する額の支給を行う。</p> <p>(2) 重度障害者の福祉医療費 重度障害者の疾病(重度精神障害者は、精神疾患による疾病を除く。)又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額とする。</p> <p>ア 入院以外の療養の場合は、保険医療機関等ごとに1日につき600円(低所得者である場合には、400円)。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては、2回を限度とする。</p> <p>イ 入院療養の場合は、当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の10に相当する額(保険医療機関等で連続して3月を超えて入院した場合にあっては、当該3月を超える期間に係るものを除く。)。ただし、この額は、同一の月に同一の保険医療機関等においては、2,400円(低所得者である場合には、1,600円)を限度とする。</p> <p>(3) 乳児及び幼児の福祉医療費 乳児及び幼児の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額とする。</p> <p>(4) 低学年児の福祉医療費 低学年児の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負</p>

淡路市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>担額に相当する額とする。</p> <p>(5) 母子家庭等の福祉医療費 母子家庭等の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額とする。</p> <p>ア 入院以外の療養の場合は、保険医療機関等ごとに1日につき800円(低所得者である場合には、400円)。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては、2回を限度とする。</p> <p>イ 入院療養の場合は、当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の10に相当する額(保険医療機関等で連続して3月を超えて入院した場合にあっては、当該3月を超える期間に係るものを除く。)。ただし、この額は、同一の月に同一の保険医療機関等においては、3,200円(低所得者である場合には、1,600円)を限度とする。</p> <p>(6) <u>前5号</u>に定める一部負担金の額は、当該被保険者等負担額を超えることができない。</p> <p>(7) 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等にあっては、第2号、第3号、第4号及び第5号の適用について、それぞれ別個の保険医療機関等とみなす。</p> <p>2 市長は、<u>前項第1号から第5号まで</u>に定める一部負担金について、特別の理由により支払うことが困難であると認められるときは、当該一部負担金を免除することができる。</p>	<p>担額に相当する額とする。</p> <p>(5) 母子家庭等の福祉医療費 母子家庭等の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額とする。</p> <p>ア 入院以外の療養の場合は、保険医療機関等ごとに1日につき800円(低所得者である場合には、400円)。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては、2回を限度とする。</p> <p>イ 入院療養の場合は、当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の10に相当する額(保険医療機関等で連続して3月を超えて入院した場合にあっては、当該3月を超える期間に係るものを除く。)。ただし、この額は、同一の月に同一の保険医療機関等においては、3,200円(低所得者である場合には、1,600円)を限度とする。</p> <p>(6) <u>第1号、第2号及び前号</u>に定める一部負担金の額は、当該被保険者等負担額を超えることができない。</p> <p>(7) 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等にあっては、第2号、第3号、第4号及び第5号の適用について、それぞれ別個の保険医療機関等とみなす。</p> <p>2 市長は、<u>前項第1号、第2号及び第5号</u>に定める一部負担金について、特別の理由により支払うことが困難であると認められるときは、当該一部負担金を免除することができる。</p>

淡路市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>3 (略)</p> <p>(所得による支給制限)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、市長は、支給区分に応じて定める次の所得状況に該当する場合には、福祉医療費を支給しないものとする。ただし、特別の理由があると認められるときは、支給の対象とすることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 幼児等については、幼児等保護者又は幼児等保護者が当該幼児等の生計を維持できない者である場合にあっては、その幼児等の扶養義務者でその幼児等の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額の合計額が23万5,000円以上であるとき。</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p>2 前項第2号<u>及び第3号</u>に規定する所得割の額を算定する場合において、<u>当該各号</u>に掲げる者が地方税法第318条に規定する賦課期日に指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。）の区域内に住所を有する者であるときは、<u>これらの者</u>を市の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。</p> <p>3 第1項第2号<u>及び第3号</u>に規定する所得割の額を算定する場合において、<u>当該各号</u>に掲げる者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるの</p>	<p>3 (略)</p> <p>(所得による支給制限)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、市長は、支給区分に応じて定める次の所得状況に該当する場合には、福祉医療費を支給しないものとする。ただし、特別の理由があると認められるときは、支給の対象とすることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p>2 前項第2号に規定する所得割の額を算定する場合において、<u>同号</u>に掲げる者が地方税法第318条に規定する賦課期日に指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。）の区域内に住所を有する者であるときは、<u>その者</u>を市の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。</p> <p>3 第1項第2号に規定する所得割の額を算定する場合において、<u>同号</u>に掲げる者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらな</p>

淡路市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>を「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（当該者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとし、読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該所得割が課されないこととなる者であるときは、所得割の額を零として算定するものとする。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略) (経過措置)</p> <p>2 (略) (市町村民税の額の算定の特例)</p> <p>3 <u>第4条第2号及び第3号</u>中「<u>地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額</u>」については、<u>当分の間</u>、<u>地方税法等の一部を改正する法律</u></p>	<p>いで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（当該者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとし、読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該所得割が課されないこととなる者であるときは、所得割の額を零として算定するものとする。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略) (経過措置)</p> <p>2 (略) (市町村民税の額の算定の特例)</p> <p>3 <u>第4条第1項第2号</u>中「<u>地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額</u>」については、<u>当分の間</u>、<u>地方税法等の一部を改正する法律</u>（平</p>

淡路市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(平成22年法律第4号)による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号を適用して算定するものとする。</p>	<p>成22年法律第4号)による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号を適用して算定するものとする。</p>

議案第12号

淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部
を改正する条例制定の件

淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和7年2月28日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部
を改正する条例

淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年淡路
市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「栄養士」の右に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士又は<u>管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>

議案第13号

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月28日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年淡路市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第9項を第11項とし、第5項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、同条第4項第1号中「同法第73条第1項」を「同法附則第73条第1項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項中「前項の場合において、特定地域型保育事業者は」を「前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって」に、「者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない」を「ものをいう」に改め、同項第1号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に改め、同項各号列記以外の部分中「前項第2号」を「第1項第2号」に改

め、同項各号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第5項中「10年」を「15年」に改める。

(淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年淡路市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、同条第3項中「前項の場合において、家庭的保育事業者等は」を「前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって」に、「者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない」を「ものをいう」に改め、同項第1号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的

保育事業者等」に、「第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第6条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第4項中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
 第1条による改正（淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年淡路市条例第17号。以下「家庭的保育事業等基準条例」という。）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第42条第3項第1号</u>において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第31条第1項に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>第42条第3項第1号</u>において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（特定教育・保育施設等との連携）</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から<u>第5項</u>までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>（1） 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育</p>	<p>第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年淡路市条例第17号。以下「家庭的保育事業等基準条例」という。）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第42条第3項</u>において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第31条第1項に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>第42条第3項</u>において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（特定教育・保育施設等との連携）</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から<u>第7項</u>までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>（1） 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育</p>

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正（淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p>	<p>の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p><u>2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p><u>(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</u></p> <p><u>(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。</u></p> <p><u>ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p><u>イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするため</u></p>

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
 第1条による改正（淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p><u>2</u> 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の<u>全てを満たすと認める</u>ときは、<u>前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p><u>(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p><u>(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p><u>3</u> 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として<u>適切に確保しなければならない。</u></p>	<p><u>の措置が講じられていること。</u></p> <p><u>3</u> 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、<u>小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</u></p> <p><u>4</u> 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の<u>いずれかを満たすと</u>きは、<u>第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p><u>(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。</u></p> <p><u>ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p><u>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p><u>(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u></p> <p><u>5</u> 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める<u>ものをいう。</u></p>

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
第1条による改正（淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(1) <u>当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合</u> <u>小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u></p> <p>(2) (略)</p> <p><u>4</u> 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 市長が、<u>児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p><u>5～9</u> (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>5 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保</p>	<p>(1) <u>特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合</u> <u>小規模保育事業A型事業者等</u></p> <p>(2) (略)</p> <p><u>6</u> 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 市長が、<u>児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p><u>7～11</u> (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>5 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保</p>

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正（淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>	<p>が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
 第2条による改正（淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援<u>を行うこと</u>。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援<u>（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること</u>。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条</p>

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
 第2条による改正（淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>に規定するその他の乳児又は幼児に限る。 以下この号及び<u>第4項第1号</u>において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p>	<p>に規定するその他の乳児又は幼児に限る。 以下この号及び<u>第6項第1号</u>において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p><u>2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p><u>(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</u></p> <p><u>(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。</u></p> <p><u>ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p><u>イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p><u>3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</u></p> <p><u>4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲</u></p>
<p><u>2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲</u></p>	<p><u>4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲</u></p>

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
 第2条による改正（淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>げる要件の<u>全てを満たすと認める</u>ときは、<u>前項第2号</u>の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p><u>(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p><u>(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p><u>3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u></p> <p>(2) (略)</p> <p><u>4・5</u> (略)</p>	<p>げる要件の<u>いずれかを満たすと</u>ときは、<u>第1項第2号</u>の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p><u>(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。</u></p> <p><u>ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p><u>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p><u>(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u></p> <p><u>5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u></p> <p>(1) <u>家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等</u></p> <p>(2) (略)</p> <p><u>6・7</u> (略)</p>

淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
 第2条による改正（淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>附 則</p> <p>1～3 （略）</p> <p>（連携施設に関する経過措置）</p> <p>4 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>5～10 （略）</p>	<p>附 則</p> <p>1～3 （略）</p> <p>（連携施設に関する経過措置）</p> <p>4 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる」と市が認める場合は、第6条の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>5～10 （略）</p>

議案第14号

淡路市地域包括支援センターの職員等の基準に関する条例の一部を
改正する条例制定の件

淡路市地域包括支援センターの職員等の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月28日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市地域包括支援センターの職員等の基準に関する条例の一部を
改正する条例

淡路市地域包括支援センターの職員等の基準に関する条例（平成27年淡路市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「員数」の右に「（地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同項第3号中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）を「省令」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「（省令第140条の66第1号ロ（2）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに前項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合に

において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

淡路市地域包括支援センターの職員等の基準に関する条例の一部を改正する
 条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(職員の基準及び当該職員の員数)</p> <p>第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数は、原則として次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 保健師その他これに準ずる者 1人</p> <p>(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人</p> <p>(3) 主任介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。)その他これに準ずる者 1人</p>	<p>(職員の基準及び当該職員の員数)</p> <p>第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数(地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。)が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)によることができる。次項において同じ。)は、原則として次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 保健師その他これに準ずる者 1人</p> <p>(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人</p> <p>(3) 主任介護支援専門員(省令第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。)その他これに準ずる者 1人</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域</u></p>

淡路市地域包括支援センターの職員等の基準に関する条例の一部を改正する
 条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会(省令第140条の6第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。)において認められた場合には、当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。</p> <div data-bbox="225 1391 783 1440" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">(略)</div>	<p><u>を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに前項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。</u></p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。</p> <div data-bbox="839 1391 1398 1440" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">(略)</div>

議案第15号

淡路市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定
の件

淡路市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月28日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

淡路市下水道事業の設置等に関する条例（平成30年淡路市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第8条第4号中「令第22条の5」を「令第22条の4」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

淡路市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(会計事務の処理)</p> <p>第8条 法第34条の2ただし書の規定に基づき、下水道事業の出納その他の会計事務のうち次の各号に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>令第22条の5</u>に規定する出納取扱金融機関等に対する検査及び必要な措置の要求に係る権限</p>	<p>(会計事務の処理)</p> <p>第8条 法第34条の2ただし書の規定に基づき、下水道事業の出納その他の会計事務のうち次の各号に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>令第22条の4</u>に規定する出納取扱金融機関等に対する検査及び必要な措置の要求に係る権限</p>

議案第30号

淡路市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件

淡路市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月28日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

淡路市消防団員等公務災害補償条例（平成17年淡路市条例第220号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,100円」を「9,700円」に改め、同号ただし書中「14,200円」を「14,500円」に改め、同条第3項中「又は第3号から第6号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円」を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に改め、同条第4項中「(以下この項において「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中「12,500円」を「12,900円」に、「13,350円」を「13,700円」に、「14,200円」を「14,500円」に、「10,800円」を「11,300円」に、「11,650円」を「12,100円」に、「9,100円」を「9,700円」に、「9,950円」を「10,500円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の淡路市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた淡路市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）につ

いて適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

淡路市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従業者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9, 100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14, 200円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までの<u>いずれかに</u>該当する扶養親族については1人につき<u>217円</u>を、第2号に該当する扶養親族については、1人につき<u>333円</u>を、それぞれ加算して得た額をもって補</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従業者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9, 700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14, 500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>100円</u>を、第2号に該当する扶養親族については、1人につき<u>383円</u>を、第3号から第6号までの<u>いずれかに</u>該当する扶養親族については1人につ</p>

淡路市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案																																						
<p>償基礎額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間<u>（以下この項において「特定期間」という。）</u>にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に<u>特定期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。</p> <p>別表（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">補償基礎額表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長、地区 団長及び 副団長</td> <td style="text-align: center;"><u>12,500円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>13,350円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>14,200円</u></td> </tr> <tr> <td>分団長及 び副分団 長</td> <td style="text-align: center;"><u>10,800円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>11,650円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>12,500円</u></td> </tr> <tr> <td>部長、副部 長、班長及 び団員</td> <td style="text-align: center;"><u>9,100円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>9,950円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>10,800円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1・2 (略)</p>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	団長、地区 団長及び 副団長	<u>12,500円</u>	<u>13,350円</u>	<u>14,200円</u>	分団長及 び副分団 長	<u>10,800円</u>	<u>11,650円</u>	<u>12,500円</u>	部長、副部 長、班長及 び団員	<u>9,100円</u>	<u>9,950円</u>	<u>10,800円</u>	<p><u>き217円</u>を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に<u>当該期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。</p> <p>別表（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">補償基礎額表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長、地区 団長及び 副団長</td> <td style="text-align: center;"><u>12,900円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>13,700円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>14,500円</u></td> </tr> <tr> <td>分団長及 び副分団 長</td> <td style="text-align: center;"><u>11,300円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>12,100円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>12,900円</u></td> </tr> <tr> <td>部長、副部 長、班長及 び団員</td> <td style="text-align: center;"><u>9,700円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>10,500円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>11,300円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1・2 (略)</p>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	団長、地区 団長及び 副団長	<u>12,900円</u>	<u>13,700円</u>	<u>14,500円</u>	分団長及 び副分団 長	<u>11,300円</u>	<u>12,100円</u>	<u>12,900円</u>	部長、副部 長、班長及 び団員	<u>9,700円</u>	<u>10,500円</u>	<u>11,300円</u>
階級		勤務年数																																					
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																																				
団長、地区 団長及び 副団長	<u>12,500円</u>	<u>13,350円</u>	<u>14,200円</u>																																				
分団長及 び副分団 長	<u>10,800円</u>	<u>11,650円</u>	<u>12,500円</u>																																				
部長、副部 長、班長及 び団員	<u>9,100円</u>	<u>9,950円</u>	<u>10,800円</u>																																				
階級	勤務年数																																						
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																																				
団長、地区 団長及び 副団長	<u>12,900円</u>	<u>13,700円</u>	<u>14,500円</u>																																				
分団長及 び副分団 長	<u>11,300円</u>	<u>12,100円</u>	<u>12,900円</u>																																				
部長、副部 長、班長及 び団員	<u>9,700円</u>	<u>10,500円</u>	<u>11,300円</u>																																				